

令和 2 年

国見町議会会議録

第 4 回 定例会

令和 2 年 6 月 23 日開会

令和 2 年 6 月 26 日閉会

国見町議会

令和2年第4回（6月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（6月23日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
遅参及び早退議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
陳情の付託	6
議案の上程（報告第5号～議案第48号）	7
町長提案理由の説明	7
散会の宣告	12

第2号（6月24日）

議事日程	13
出席議員	14
欠席議員	14
遅参及び早退議員	14
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	14
本会議に出席した事務局職員	14
開議の宣告	15
一般質問	15
6番 佐藤定男君	15
①令和2年11月改選予定の町長選挙について	

7番 渡辺勝弘君	19
①新型コロナウイルス感染症による地域経済の今後の活性化について	
②臨時休業に伴う児童・生徒の学習支援について	
3番 松浦和子君	33
①高齢者向け保健事業について	
②防災に関する対応について	
10番 浅野富男君	41
①新型コロナウイルスについて	
②障がい者福祉について	
散会の宣告	52

第3号（6月26日）

議事日程	55
出席議員	57
欠席議員	57
遅参及び早退議員	57
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	57
本会議に出席した事務局職員	57
開議の宣告	58
報告第5号 継続費の報告について	58
報告第6号 繰越明許費の報告について	58
報告第7号 事故繰越しの報告について	58
報告第8号 予算繰越の報告について	58
報告第9号 専決処分の報告について	59
報告第10号 町が出資している法人の経営状況について	59
報告第11号 町が出資している法人の経営状況について	59
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて	59
議案第34号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条例	60
議案第35号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例	61
議案第36号 国見町税条例等の一部を改正する条例	61
議案第37号 東日本大震災による被保険者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例	62

議案第 38 号	国見町行政財産使用料条例の一部を改正する条例	62
議案第 39 号	国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例	63
議案第 40 号	国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例	63
議案第 41 号	国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	64
議案第 42 号	国見町介護保険条例の一部を改正する条例	64
議案第 43 号	国見町水道条例の一部を改正する条例	65
議案第 44 号	工事請負契約の締結について	66
議案第 45 号	町道路線の認定について	69
議案第 46 号	令和 2 年度国見町一般会計補正予算（第 4 号）	69
議案第 47 号	令和 2 年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	81
議案第 48 号	令和 2 年度国見町水道事業会計補正予算（第 1 号）	86
常任委員長報告		
陳情第 9 号	「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書	86
陳情第 10 号	地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について	86
追加議案の議決		
町長提案理由の説明		
同意第 2 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	88
同意第 3 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	88
同意第 4 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	89
同意第 5 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	89
同意第 6 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	89
同意第 7 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	90
同意第 8 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	90
同意第 9 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	90
発議第 3 号	「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書	91
発議第 4 号	地方財政の充実・強化を求める意見書	91
常任委員会の所管事務調査について		
町長挨拶		
閉議及び閉会の宣告		

国見町告示第35号

令和2年第4回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年6月8日

国見町長 太田久雄

記

1. 期 日 令和2年6月23日
2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

- ・ 応招議員（10名）

1番 小林聖治君	2番 佐藤孝君	3番 松浦和子君
4番（欠番）	5番 村上 一君	6番 佐藤定男君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 浅野富男君	11番 八島博正君	12番（欠員）
13番（欠員）	14番 東海林一樹君	

- ・ 不応招議員

なし

第 1 目

令和2年第4回国見町議会定例会議事日程（第1号）

令和2年6月23日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情の付託
 - 陳情第 9号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書
 - 陳情第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について
- 第 5 報告第 5号 継続費の報告について
- 第 6 報告第 6号 繰越明許費の報告について
- 第 7 報告第 7号 事故繰越しの報告について
- 第 8 報告第 8号 予算繰越の報告について
- 第 9 報告第 9号 専決処分の報告について
- 第10 報告第10号 町が出資している法人の経営状況について
- 第11 報告第11号 町が出資している法人の経営状況について
- 第12 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第13 議案第34号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条例
- 第14 議案第35号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例
- 第15 議案第36号 国見町税条例等の一部を改正する条例
- 第16 議案第37号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第38号 国見町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第39号 国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第40号 国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第41号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第42号 国見町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第43号 国見町水道条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第44号 工事請負契約の締結について
- 第24 議案第45号 町道路線の認定について
- 第25 議案第46号 令和2年度国見町一般会計補正予算（第4号）
- 第26 議案第47号 令和2年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第27 議案第48号 令和2年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）

・出席議員（10名）

1番 小林聖治君	2番 佐藤孝君	3番 松浦和子君
4番（欠番）	5番 村上 一君	6番 佐藤定男君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 浅野富男君	11番 八島博正君	12番（欠員）
13番（欠員）	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	蓬田英右君
企画情報課長	阿部正一君	税務住民課長	吉田義勝君
環境防災課長	澁谷康弘君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	武田正裕君	まちづくり 交流 課 長	佐藤克成君
建 設 課 長	村上幸平君	上下水道課長	宍戸浩寿君
会計管理者兼 会 計 課 長	阿部善徳君	教育次長兼 学校教育課長	羽根洋一君
幼児教育課長	東海林八重子君	生涯学習課長	佐藤光男君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 長	記 佐藤智昭君
書 記	佐藤温史君	書 記	中條伸喜君

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

本定例会は、地球温暖化対策などのためクールビズに取り組んでおりますので、暑い場合は上着を脱いで臨まれても構いませんので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回国見町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番村上一君及び6番佐藤定男君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日23日から6月26日までの4日間といたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月26日までの4日間と決定いたしました。

本定例会にあたり、町長、農業委員会会長、監査委員及び関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めておりますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

はじめに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（松浦昭一君） 議会関係についてご報告いたします。

令和2年第3回議会臨時会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり報告7件、承認1件、条例10件、一般議案2件、補正予算3件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情2件であります。

一般質問の通告は4議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりでありま

す。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、ご報告いたします。

議長（東海林一樹君） 次に、一部事務組合関係について。

伊達地方消防組合議会について。7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 伊達地方消防組合議会について、私から報告させていただきます。

5月22日、小林議員とともに出席いたしました。10時30分より伊達地方消防組合会議室において全員協議会が開かれ、提出議案について協議いたしました。

続いて、11時10分より令和2年第3回伊達地方消防組合議会臨時会が開かれました。

まず、議長、副議長の選出方法並びに議会選出監査委員の推薦は、平成30年3月開催の全員協議会に申合せ事項として執り行いました。管理者から提案理由の説明があった後、直ちに議案審議に入りました。

提出された案件は、選挙1件、報告1件、議案3件であります。

選挙第1号は、副議長選挙についてであります。指名推選選挙において、桑折町選出議員の川名静子議員が当選いたしました。

報告第1号は、令和元年度伊達地方消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。内容は、令和元年度伊達地方消防組合一般会計補正予算に議決した災害復旧費に係る繰越明許費を繰り越すものであります。

議案第6号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。佐藤徳正氏の任期満了に伴うものであります。その結果、川俣町の佐藤嘉一氏が選任されました。

議案第7号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

議会選出の監査委員として、小林聖治議員が選任されました。

議案第8号は、動産の取得についてであります。

消防本部に導入される災害対応特殊救急自動車1台であります。指名競争入札の結果、3212万円で福島トヨタ自動車株式会社福島鎌田店が落札いたしました。

これらの案件は、採決の結果、原案どおり可決されました。

なお、お手許に議案の写しを配付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で、令和2年第3回伊達地方消防組合臨時会の報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

◇陳情の付託

議長（東海林一樹君） 日程第4、陳情の付託について。

本日までに受理した請願・陳情は、陳情2件であり、お手許に配付した陳情文書表のとおり、陳情第9号及び陳情第10号は総務文教常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

◇ ◇ ◇
◇議案の上程（報告第5号～議案第48号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第5、報告第5号から日程第27、議案第48号までの報告7件、承認1件及び議案15件を一括上程いたします。

なお、この23件については、本日、提案理由の説明を受け、26日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇
◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） 本日ここに、令和2年第4回国見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご壮健にてご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本定例会にご提案申し上げました各議案につきましてご説明を申し上げます。

本定例会には、継続費の報告などの報告7件、専決処分の承認1件、条例制定などの一般議案12件、一般会計ほか2件の特別会計などの補正予算の予算審議3件、合計23件の当面する緊急かつ重要な案件をご提案申し上げておるところでございます。

まず冒頭に、令和2年第3回国見町議会臨時会以降の町としての新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

全国に拡大されまして、5月31日まで延長されることとなりました新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言につきましては、その後、感染の状況、医療提供体制、監視体制の具体的な数値などによる解除基準に基づきまして、5月14日には39県が、5月21日には3府県が、そして5月25日には5都道県が段階的に解除がなされたところでございます。

この間、町におきましては、定期的、また必要に応じまして新型コロナウイルス対策会議を開催しまして、緊急事態宣言の延長に伴う学校等の休業継続、1人当たり10万円の特別定額給付金の給付、本県の緊急事態宣言解除後は、県の動向を踏まえまして、新しい生活様式の定着、学校等の再開や町有施設の使用再開に向けた対応、第二弾の中小事業者支援を盛り込んだ5月専決補正予算、公共施設における感染拡大予防ガイドラインの策定、各種事業やイベントの実施の有無などについてそれぞれ協議、決定をさせていただきました。

また、町民に対する感染防止対策の広報につきましては、防災行政無線による呼びかけ、ももたんFMでの放送、お知らせ版の配布などにより取り組んでおります。さらに、町長メッセージを町ホームページに掲載しておるところでございます。

そのほか、5月25日には、内堀知事とテレビ会議方式によりまして、新型コロナウイルス感染防止対策の取組について意見交換を行いますとともに、経済支援対策など連携して取り組むことを確認させていただきました。

今後とも、国・県の動向を注視いたしますとともに、新しい生活様式の定着を図り

ながら、町としてやらなければならないこと、しっかりと対応してまいりたいと考えてございます。

次に、町政執行等の主なるものについて申し上げます。

はじめに、東日本大震災からの復興・再生についてでございます。

まず、仮置場除去土壌等の輸送などについて申し上げます。

今年度におきましても、中間貯蔵施設への輸送を積極的に進め、除去土壌等の全ての輸送が完了する見込みとなっております。また、仮置場の原状回復工事につきましては、昨年度完了しました藤田方部1号、大枝方部1号に引き続き、小坂方部1号、藤田方部2号、森江野方部1号で実施する予定となっております。

次に、あんぼ柿の産地再生に向けた取組について申し上げます。

出荷再開から7年目となります令和元年産のあんぼ柿につきまして、全量非破壊検査を実施しまして、安全安心の確保と産地再生に向けての取組を進めてまいりましたが、令和元年東日本台風の影響などによりまして、出荷量は対前年比で14.1%の減となっております。今年度につきましては、引き続き効率的な検査の実施と改植事業に取り組むことといたしておるところでございます。

2つ目は、安全安心なまちづくりについてでございます。

まず、災害発生等の避難先でございます避難所の環境整備について申し上げます。

これからの出水期や台風シーズンを前に、避難所開設の際の新型コロナウイルス感染防止対策と併せまして、避難者のプライバシーの確保を図るために、間仕切りテント150張りほど導入しまして、安心して避難できる環境を整えますとともに、各地区町内会長を対象に避難所開設時の対応と間仕切りテントの利用について説明会を地区ごとに開催をさせていただきました。

次に、飛沫感染防止車両の導入について申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止対策用に改造されました飛沫感染防止車両につきまして、ネットトヨタ福島株式会社から町に対しまして、5月27日から7月末までの期間、無償で貸与されたものでございます。避難所開設時や公共施設における急な発熱者の移送などに活用できるものと考えておるところでございます。

3つ目は、活力あるまちづくりについてでございます。

まず、まちづくり事業について申し上げます。

4月に開催いたしましたまちづくり推進協議会におきまして、ご了承をいただきました様々な事業に対しまして助成を行っていくこととしたところでございます。しかしながら、義経まつりにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策としまして、大規模なイベントを自粛するために、開催を断念することのまちづくり推進協議会からの報告を受けまして、今年度の開催は見合わせることにいたしましたところでございます。

次に、国見ホイスコーレ事業について申し上げます。

昨年に引き続き、若者を中心としました学びの場として、ホイスコーレ事業を進めてまいります。

今年度は、新型コロナウイルスの影響もありますことから、オンラインを主体としました取組を中心として進めますとともに、年度後半には古民家を活用しましたイベントを検討しているところでございます。また、小中学生向けには、既に新聞等にも掲載されておりますけれども、学びを支援するオンラインの取組を行ってございまして、学校とは違った視点での取組を進めているところでございます。

次に、地域おこし協力隊活動事業について申し上げます。

5月から6月にかけて2名が地域おこし協力隊として加わりまして、国見ホイスコアレについては5名で進めていくこととなったところでございます。

なお、引き続き農業や空き家活用関連での募集を行ってまいります。

次に、道の駅国見あつかしの郷の状況について申し上げます。

去る3月28日でございますが、国見ライオンズクラブより、道の駅国見あつかしの郷敷地内に、多くの利用者の皆様方から要望のございましたドッグラン施設が寄贈されたところでございます。

4つ目は、思いやりのあるまちづくりについてでございます。

まず、総合健診について申し上げます。

特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されたのを受けまして、6月1日から6日までの6日間にわたりまして、新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら、観月台文化センター体育館で実施をさせていただきました。

具体的には、完全予約制により15分間で10人と人数を制限するとともに、飛沫感染や接触感染を防ぐ対策を行いながら、併せまして会場入口で検温と手指の消毒の徹底、血圧や採血では座った椅子を1人ごとに消毒、スリッパも一人ごとに消毒を行うなど、徹底した感染防止対策を行った上で実施をさせていただきました。

次に、伊達地方発熱外来の開設について申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止対策のために、発熱のある患者を診療する専門外来としまして、6月8日でございますが、北福島医療センター敷地内に設置をさせていただきました。この発熱外来は、県が県内6地域に発熱外来を設置する事業の一つでございます。伊達市、桑折町、国見町、川俣町を伊達地方としての1つの地域としまして、伊達市が中心となって県より受託を受けまして、伊達医師会、それから北福島医療センターの協力を得て設置をしたものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための発熱のある患者の診療につきましては、公立藤田総合病院においても可能となっておりますけれども、町民の皆様方の選択肢が広がることは大変重要であると考えておるところでございます。

最後に、国見町の継続的な維持発展についてでございます。

まず、マイナンバー制度について申し上げます。

マイナンバーカードにつきましても、5月末日現在で、町から本人へ交付したカードは1,681枚となりまして、5月末日時点の人口8,905人に対しまして交付枚数率は18.87%となっているところでございます。

次に、くにみ農業ビジネス訓練所運営事業について申し上げます。

研修事業につきましては、令和元年度の長期研修において、研修生1名が初めて1年間の研修課程を修了いたしましたところでございます。また、今年度は新規就農を目指す3名の長期研修生が入所しまして、研修を開始しております。短期研修につきましては、新型コロナウイルス感染予防により開催を見合わせておりましたけれども、去る5月20日から開始をいたしてございます。

なお、野菜の栽培、出荷につきましては、現在、ミニトマトやタマネギなどを出荷いたしておるところでございます。

次に、貝田地区等ほ場整備事業について申し上げます。

平成29年度から実施してまいりました区画整理工事について全て完了しまして、現在は補完工事を行いながら、圃場では一時利用地として水稻などの作付を行ってございます。今年度は事業の最終年度としまして、字界変更についての議会での議決や、権利者会議を経まして換地処分まで完了することといたしておるところでございます。

次に、歴史を生かしたまちづくりについて申し上げます。

かねてより検討を進めてまいりました町の文化財行政のマスタープランとなります国見町歴史文化基本構想でございますが、関係の皆様方のご協力の下、3月末に完成しまして公表をいたしましたところでございます。

また、阿津賀志山防塁下二重堀地区歴史公園整備事業につきましては、3月の本契約締結後工事に着手しまして、おおむね工程どおり進捗をいたしている状況となっております。

次に、学校等入学祝い品の贈呈についてでございます。

学校等への入学時におけます経済的な負担を軽減するということで、中学校新入生徒に3万円相当、小学校新入児童に2万円相当、幼稚園新入園児に5,000円相当の商品券をそれぞれ贈呈させていただきました。

次に、小中学校等の状況について申し上げます。

特別措置法に基づく緊急事態宣言の全国拡大に伴いまして、小学校、中学校、幼稚園及び保育所につきましては、4月22日から一斉休業としておりましたけれども、本県の5月14日の緊急事態宣言の解除によりまして、小中学校は分散登校等の準備期間を経まして、幼稚園、保育所も併せまして6月1日から再開をいたしましたところでございます。

次に、子育て支援事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2月末より休業しておりました屋内遊び場くにみもたん広場と道の駅国見あつかしの郷の子育て支援センターこども木育広場つながる〜むにつきましては、利用時間、回数、それから人数を縮小するなど感染防止に配慮した形で、6月1日から再開をさせていただきました。

次に、観月台文化センター、体育施設等について申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止のため、利用を停止しておりました観月台文化センター、上野台運動公園体育館など屋内体育施設、各地区中央集会施設につきましては、国で示しております新しい生活様式に対応した利用にあたってのルールを設定しまし

て、5月20日より利用を再開いたしてございます。

なお、観月台文化センター図書室、それから上野台運動公園の運動場など屋外体育施設につきましては、5月12日より利用を再開いたしておるところでございます。

それでは、本定例会にご提案申し上げました各議案等について、その概要を申し上げます。

報告第5号「継続費の報告について」から報告第11号「町が出資している法人の経営状況について」までの7件につきましては、地方自治法、地方自治法施行令及び地方公営企業法の規定に基づき、議会へ報告をするものでございます。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を進めるにあたり急施を要したため、一般会計予算を補正したことについて、地方自治法の規定に基づき、議会の承認を求めようとするものでございます。

議案第34号「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条例」及び議案第35号「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例」につきましては、それぞれ保険税、保険料の減免の取扱い等について、新たに条例を制定するものでございます。

議案第36号「国見町税条例等の一部を改正する条例」から議案第43号「国見町水道条例の一部を改正する条例」までの8件につきましては、法令の一部改正等に伴いまして、町条例の所要の改正を行うものでございます。

議案第44号「工事請負契約の締結について」でございますけれども、令和元年度社会資本整備総合交付金事業、町道116号南・別当線道路改良舗装工事につきまして、6月11日に入札会を開催しまして、契約予定相手方が決定したところでございます。

本件は、予定価格が5000万円以上になりますことから、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づきまして、議会の議決を求めようとするものでございます。

議案第45号「町道路線の認定について」につきましては、1路線を町道に認定するものでございます。

議案第46号「令和2年度国見町一般会計補正予算（第4号）」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9347万3000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ68億6489万円とするものでございます。

歳出補正の主なものにつきましては、新型コロナウイルス感染防止対策、GIGAスクール構想の実現に向けた高速ネットワーク整備、児童福祉高齢者施設空調設備改修工事などによるものでございます。

議案第47号「令和2年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、国民健康保険税の算定結果によるものでございまして、議案第48号「令和2年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、補助事業内示

額の増額によるものでございます。

以上、本定例会にご提出申し上げました各議案につきまして、一括提案理由の趣旨を申し上げましたが、各議案の内容、計数等につきましては、審議に先立ち、関係課長からそれぞれ説明いたさせますので、慎重審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、任期満了に伴います国見町農業委員会委員の任命につき同意を求める人事案件につきまして、追加議案を予定してございますので、ご報告を申し上げますとさせていただきます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（東海林一樹君） 町長提案理由の説明は終わりました。

◇ ◇ ◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本日のこれからの日程ですが、10時45分より、本議場において議案調査会を行います。その後、総務文教常任委員会を委員会室で、産業建設常任委員会を中会議室北側でそれぞれ開催します。

明日は午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

本日はご苦労さまでした。

（午前10時33分）

第 2 目

令和2年第4回国見町議会定例会議事日程（第2号）

令和2年6月24日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（10名）

1番 小林聖治君	2番 佐藤孝君	3番 松浦和子君
4番（欠番）	5番 村上 一君	6番 佐藤定男君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 浅野富男君	11番 八島博正君	12番（欠員）
13番（欠員）	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	蓬田英右君
企画情報課長	阿部正一君	税務住民課長	吉田義勝君
環境防災課長	澁谷康弘君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員 事務局 長	武田正裕君	まちづくり 交流課 長	佐藤克成君
建 設 課 長	村上幸平君	上下水道課長	宍戸浩寿君
会計管理者兼 会計課 長	阿部善徳君	教育次長兼 学校教育課長	羽根洋一君
幼児教育課長	東海林八重子君	生涯学習課長	佐藤光男君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 長	記 佐藤智昭君
書 記	佐藤温史君	書 記	中條伸喜君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、6番佐藤定男君。

佐藤定男君。

（6番佐藤定男君 登壇）

6番（佐藤定男君） さきに通告いたしました内容により、一般質問を行います。

太田町長は、平成24年11月の町長選挙に立候補され、見事初当選なされました。そのときは、東日本大震災の混乱の中にあって、復旧・復興のかじ取りを担っておられました。また、2期目就任後には、平成29年5月に復興のシンボルでもある「道の駅国見あつかしの郷」が開場し、町の交流・連携、活性化に大きく寄与しております。

さて、今年11月には町長選挙が予定されています。以下、町長ご自身のお考え、お気持ちをお伺いいたします。

太田町長は、町長に就任されてから様々な問題に取り組み、7年半が経過いたしました。7年半を改めて振り返って、どのような思いをお持ちですか、お聞かせください。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 6番佐藤定男議員のご質問にお答えを申し上げます。

町長に就任しまして、7年半経過をしました。振り返っての思いというお質しでございます。

まず、本当に7年半、復興も含めてあっという間だったなど、こんなに人生短いのかなと思うくらい、あっという間に過ぎたなどというのがまず率直な感想かなと思っております。

就任当初から「オール国見」の精神、それから「復興・絆、交流連携、国見の未来をみんなでつくる」を合い言葉に、5つの目標、大震災からの復興・再生、安全・安心、活力、思いやり、そして国見町の継続的な維持発展を目指してまいりました。私自身、本当に能力不足といえますか、いろいろな面でまだまだ人間として不足してい

る部分もあったわけでございますけれども、何とか自分なりに、全力で町政に対応してきたかなというのが率直な実感でございます。土日もほとんどない状況の中で、自分なりにやってきたかなと、こんな思いをいたしております。

就任当時は、先ほど佐藤定男議員からもお話ありましたように、大震災の復興の真ただ中ということでございました。除染の問題、県北浄化センターの汚泥の問題、農産物の風評被害の払拭、そして役場庁舎の再建など、様々な課題がありました。一部継続中のものもございますけれども、何とかこの辺については、1つの道筋をつけることができたかなと思っております。

それから、私は、どうしても人間として元気がないと嫌なんです。ですから、いかに元気活力をつけるか。復興で非常にめいつている大変な状況ではありますが、少しでも心の元気を取り戻したいという思いが常にありました。したがって、義経まつりとかビッグツリーの充実、強化、それからふるさと祭、イルミネーション等の様々なイベントを作って、少しでも町民の心を癒やしたい、そういった思いで、復旧・復興、それから元気活力事業を、並行してやろうという思いで対応してまいりました。

それから、2期目になりまして、交流連携にも軸足を移そうということで、道の駅の整備、それからニセコ町、池田町等との自治体の交流連携、それから沢木順さんをはじめとする応援大使との交流連携、そして東京くにみ会など、小さい人口の町でありますので、様々な皆様と交流しないと町は衰退してしまうという思いがありましたので、そういったことも念頭に置きながら対応してまいりました。そして、歴史的な観点から、オンリーワンの歴史、歴史公園の整備、そして国見町のメイン産業である農業のビジネス訓練所の設置は、国見町のオンリーワンのものでございます。そういったものは、今後、急には駄目だと思います、徐々にその成果があらわれてくるのかなと、こんな思いもいたしております。

それから、近々では令和元年の東日本台風、これも大変なことでありました。短期的には収束しています。ただ、長期的にはまだまだ滝川の問題や、県北浄化センターの課題がございます。そして、現在は新型コロナウイルスの問題、大変な状況です。まずは感染防止、それから生活経済支援、さらには新しい生活様式の導入、そして少しでも経済の回復、維持、発展、活性化、こういった思いを込めながら、現在やらせていただいております。ベースは、町民の安全・安心という思いで、現在、鋭意対応している最中でございます。

何とか今現在、私がここにおいて、こうやってお話ができ得るのも、本当に町民の皆様方、そして議会の皆様方、関係団体の皆様方、様々なご支援をいただいて、現在の私があると思っております。改めて、皆様方の真心からのご支援に心から感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。

残された期間、2期目、あと5か月ぐらいあります。この期間中、ふるさと、私、国見町生まれです。ふるさと国見町のために、そして町民福祉の向上のために、しっかりとまず任期を全うする、ここを第一義的に捉えながら、町政の進展のために鋭意、

今後とも対応していきたい、このような思いでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 今、お話しいただきましたように、幅広く課題の解決に向けてご尽力いただいております。

町長就任後、まさに東日本大震災の復旧・復興、そして今回の新型コロナウイルスの対策、まさに経験したことのない難題に立ち向かっておられます。また、少子高齢化の問題など、なかなか答えが見えない様々な問題にも取り組んでおられます。大変なご苦労があったとご推察申し上げますが、特に今、印象に残っていること、これは今、もっとこうすればよかったかなということがあればお聞かせください。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 再質問にお答えを申し上げます。

いろいろありますけれども、まずは震災の復旧・復興で、やはりスピード感だったでしょうね。今もコロナの問題、スピード感と言われてます。どういうふうにスピード感を出してやるかということを実際に念頭に置いてやったんですけれども、なかなか私も経験のないこと、まさに誰も経験していないことですね、原発事故の問題、除染、県北浄化センターの問題もありましたが、とにかくそのスタイルがない、どういう形でやっていくのかというのを常に頭に描きながらいろいろとやってまいりまして、やはりスピード感にちょっと欠けたかなというのは自分の反省です。できれば、もうちょっと、会議を多くしたり、あるいは町民の皆様方にどんどん入っていったりということも必要だったのかなと思いますが、私なりにはやりました。

実は、60歳半ばでしたので、皆様も同じ年代だと思えますので、やはり身体的にもなかなか寝ないと駄目ということもございますので、なかなか大変な状況ございましたので、どうしても自分の思いと体が一致しなかったと、動きがということがありますね。ですから、スピード感に欠けたかなと。本来であれば、思いどおりにいってれば、平成27年に除染終わりましたけれども、あと半年くらい早くできたかなという思い、これは大きな反省点だなと私自身、復興の関係では今、思っております、これは申し訳ないのですが、若いときだったらという思いもございました。60歳半ばですと、やっぱり頭と体は一致しない部分が出てくるんです、どうしても。そういう思いもありましたので、そういったことで、皆様方にご迷惑をおかけしたかなと。

ただ、町民の皆様方に一生懸命助けていただいて、何とかその点についてはここまで進めてくることのできたと思っております。

それから、いろいろ言われました。イベント多過ぎだよという話を言われました。ただ、これはいろいろ考え方あるんですよ。それはその方の考え方でオーケーです。恐らく、世の中で全て100%ということはないわけですから、フィフティー以上になればという思いが常にありましたので。やっぱり大震災によって、非常に心が萎えた大変な状況がある。それはそれであって、復興は復興で進める。

ただ一方で、心をどういうふうに元気にするのかと、高齢者の皆様含むいろいろな

観点で、いろいろと事業を作ったりやらせていただきまして、心の元気を取り戻したい、そういった思いが強くなりまして、それは現在も継続中のものはありますけれども、大体収束に向かわせつつあります。その辺で自分なりのカラーといいますか、人間像といいますか、人間としてのカラーを出すことができたかなと思っております。それが私の人間像でありましたので、そんなことがあったかなと。ご批判もいろいろ受けましたけれども、ただ心の元気を取り戻したい、そういった思いでやらせていただきました。

そのほか、先ほど申し上げました復興の問題、それから農業ビジネス訓練所とか、あるいは歴史の問題とか、あるいは交流連携とか、この辺については、今後の国見町の未来に向けた維持発展のための基盤をある程度、現在作りつつあるかなと思っておりますので、その基盤に乗っていけば、国見町は維持発展できるなというふうに思いつつあります。その辺が自分なりの自己評価かなと思っております。スピード感に欠けたという点、その代わりに自分のカラーがある程度出せたという、その右左ございませけれども、そんな反省点なり自己評価かなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） 大変率直に語っていただきました。

新型コロナウイルスの感染対応は、緊急事態宣言は解除されましたけれども、これからが対応も非常に重要だと思います。また、コロナ対策とは別に少子高齢化、定住化促進等、課題は山積しております。これらの課題に立ち向かうには、町長のリーダーシップは欠かせません。

先ほど、町長もお話されましたけれども、ずばりお聞きしたいと思います。11月の町長選に向けて、立候補のご意思は現時点でございませるか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答え申し上げます。

先ほどは、どちらかというところ、これまでの取組の状況、思いなどについてお話をさせていただきました。ご案内のように、私の5つの目標ございませますが、そういった目標は、全て完璧にはいっていません。まだ継続中のものもございませし、今、ご指摘のあったコロナの問題などもございませ。また一方で、第6次長期総合計画策定、国土強靱化計画策定などの課題などもございませ。

したがって、先を読むということではなくて、あくまでも2期目という視点で、あと5か月以上残っていますので、今ある様々な課題を少しでも前進させるべく、私なりに全方位でまず対応していきたいと、これがまず私の思いでございませ。

お質しの町長選の出馬についてでございませけれども、これはただいま申し上げましたように、5か月ちょっと残されていますので、まずは2期目、皆様方から信任を得て2期目になっていますので、その2期目を全うするということがまさに最重要課題であろうと私自身強く認識しておりますので、まずそこに重点を置きながら、5か月、しっかりとまず対応していきたいと考えています。

どうするのだという話でございますけれども、今は新型コロナウイルスの問題もございまして、今、取り組み最中ということで、本当に毎日いろいろと右左出てきます。そういった対応が多くなっているということでございまして、今後、ある程度の鎮静化、少しずつ収束に向かいつつありますけれども、まだまだ大変な状況でありますから、そういう状況を十分見極めながら、私がお信任をいただいた町民の皆様、それから議会の皆様方、さらには私も後援会組織を持っていますので、後援会の皆様方、それから関係団体の皆様方、そういった方々と十分ご相談を申し上げます。現在まだ一切相談できる状況にないので、今後、そういったご相談を申し上げます。

そして、今、佐藤定男議員からご質問いただきましたので、これを真摯に受け止めて、やはりコロナの収束状況を見て、様々な方々と接触しながら対応するということができないことでもありますので、いずれ、しかるべき時期に当然結論を出してまいりたいと考えております。

したがって、現時点で出馬の是非等々については、非常に恐縮でございますが、ご了承を賜りたいと考えておりますので、今後しっかりと考えさせていただきたいと考えておるところでございます。ご質問ありがとうございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

6番（佐藤定男君） これまでの太田町長の実績からいたしましても、多くの町民は、引き続き町政のかじ取りを望んでいると私は思っております。

以上で質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、7番渡辺勝弘君。

渡辺勝弘君。

（7番渡辺勝弘君 登壇）

7番（渡辺勝弘君） 令和2年第4回国見町議会定例会にあたり、さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症による地域経済の今後の活性化について及び臨時休業に伴う児童・生徒の学習支援についての2点をお伺いします。

まずはじめに、新型コロナウイルス感染症によって亡くなられた方に深くご冥福をお祈り申し上げるとともに、いまだ闘病生活を送られている方に対し、一日も早く普通の生活ができますよう心よりお祈り申し上げます。

住民の安全な生活が最優先になることは間違いないことではございますが、解除した途端に都内では東京アラートが発生され、11日に解除されましたが、感染者が減少傾向にないことから、経済が停滞する可能性が出てきました。

また、全国市長会の総会においても、臨時給付金の増額を要望しておりますが、地域経済を停滞させないためにも追加の補助金等を要望するべきだと思いますが、その点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） 7番渡辺勝弘議員の質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響による地域経済の停滞に対し、町が実施する各種事業の財源の確保に関するお質してございますが、ご承知のとおり本年2月中旬から新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国的に外出の自粛やイベントの自粛、店舗等の営業の自粛、各種学校の休校措置などの影響により、人とお金の流れが大きく変化し、地域経済も大きな影響を受け、景気の停滞も顕著になってきていると認識しているところでございます。

このような状況に対し、国・県におきましてもそれぞれ補正予算を編成し、地域経済回復のための施策を実施しています。

町といたしましては、これら国・県の各種事業を踏まえながら、5月上旬から地域経済対策の第一弾といたしまして、前年と比較して30%以上の売上げ減少に対する支援、資金繰りのための借入金に対する保証料補助及び利子補給、県の休業要請等に対する給付金の3つの事業を、予算規模3100万円で実施をしています。そして、5月下旬からはさらなる感染拡大防止と地域経済の回復という観点から、第二弾としまして「新しい生活様式」に対応した設備投資に対する助成、県の休業要請等に対する協力金、そして町産の農産物等を活用した新しい商品開発に取り組む事業者への支援という3つの事業を予算規模1100万円で実施をしてきたところです。

さらに本定例会には第三弾の地域経済対策といたしまして、いわゆるプレミアム商品券の発行事業を実施すべく、3500万円の補正予算をお願いしているところです。これら地域経済対策に関する財源に関しましては、国の1次補正予算並びに2次補正予算で確保されました地方創生臨時交付金を予定しているところでございます。

町といたしましては、これら国の交付金を有効に活用し、地域経済の回復に引き続き努めていきますとともに、さらなる追加対策など財源が不足するような場合には、必要に応じて、国・県に対し新たな補助金や交付金の創設なども含めて財源確保の要望をしていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長の答弁でいろいろ考えているということが分かりましたけれども、国からの特別定額給付金は、役場職員の皆様の懸命な努力により、近隣市町村でもいち早く給付され、町民は大変喜んでおりました。しかしながら、先ほど言いましたように、新しい生活様式で今後生活を送っていくということで、元の生活に戻るためにはまだまだ時間が必要ではないかと考えておりますが、その点についてはどのように考えているのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

この新型コロナウイルス感染症は、皆さんご承知のとおり、今まで経験したことのない感染症です。専門家の皆様の中でも様々な議論がされていますが、特効薬やワクチンが開発されるまで引き続くのではないかなというふうなお話もあります。その期間も1年とか1年半とか言われています。その期間は、少なくとも現在の状況が続くも

のと考えられますので、今までの生活様式を大きく変えることとはなりませんけれども、新型コロナウイルスの脅威とともに安心した日常生活を送るためには、今も盛んに言われています新しい生活様式の実践というものが不可欠になろうかと考えています。

国・県などからも様々な新しい生活様式の実践例なども出ていますので、町民の皆様にも、新型コロナに感染しない、感染させない取組を引き続きお願いしたいと考えているところです。その上で、新たな特効薬やワクチンが速やかに開発され、この感染症が一日でも早く収束し、元の生活に戻ることができるよう願っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 感染症による経済の停滞は大変なことだと思っておりますけれども、その中で今、特に飲食業界が厳しい状況にあることから、福島県商工会連合会主催による「がんばる地元の飲食店応援券」、エール券と言われているものを販売しております。そして、地域経済を活性化させる動きがありますけれども、先ほど課長が言いましたように、何か追加の政策を考えているということなんですけれども、その内容についてもう少し正確に教えていただければと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

地域経済を回復させるための追加の対策の具体的な内容ということですが、先ほど申し上げましたが、現在、町では中小企業等の事業者の皆様を対象としまして、第一弾、第二弾の事業を実施しています。そして、追加の対策として、地域経済を担うもう一方の消費者に観点を当て、町内の小売店舗等での使用を限定した付加価値をつけた商品券、いわゆるプレミアム商品券を発行すべく本定例会に補正予算をお願いしているところです。

1万円の購入金額に対しまして、50%のプレミアムをつけ1万5000円分の商品券を発行、6,000組の発行を予定し、プレミアムも含めて総額9000万円の消費を喚起する事業ということで考えています。それで、プレミアム分の3000万円と事務費の500万円について、補正予算として計上させていただいているところです。既存の対策と連動しまして、地域経済の浮揚の契機にしたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長からの答弁で内容は分かってきましたけれども、先ほど来、言っている商工会を中心としてやっている飲食店の応援券は、取扱店募集が7月末で締切りをしまして、翌年の1月末までの利用という企画をしておりますけれども、それと比較して1万円が1万5000円ということは、相当なプレミアム感があると思います。その企画をいつ実施するのか、同時にやってしまうのか、その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

本定例会に補正予算としてお願いしていますプレミアム商品券の発行と利用期間などに関するお質しということですが、基本的な考えといたしまして、この新型コロナウイルス感染症に対する経済対策、スピード感が一番重要なのかなと考えているところです。本定例会でご議決がいただければ、速やかに業務委託の調整、そして商品券の印刷、製本などの準備に入り、遅くとも8月上旬には販売を開始し、同時に利用できるような体制を取りたいと考えているところです。

また、期間につきましては、お盆の期間と年末年始まで含むかどうか、その辺はこれから検討ということになります。現段階では、年末年始も含めて1月中旬ぐらいまでということで、検討しているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今の課長のお話では、大体同じぐらいの時期に実施することがわかりました。私としては、やはり1弾目が飲食店応援券、飲食店頑張ろうよと、2弾目としてプレミアム商品券の企画を実施するほうがよいのではないかなと、つまり一遍に実施するよりも、1段階終わったら2段階と実施する方がいいと思いますけれども、その辺についてどうでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

先ほど申し上げましたが、経済対策はスピード感が最重要ということで、できるだけ早く、経済が回るようにお金を入れていく対策が必要であると考えております。

飲食店の応援券の関係でございますが、既にこれは町内で手を挙げた飲食店、現段階で3店舗でございますけれども、実施していると伺っています。

今後、事業者の増加と利用者の皆様への周知、販売促進等が重要になってくると考えています。そして、この飲食店の応援券は各店舗が販売するというので、現金が必要な場合には非常に有効な手段であると考えています。その一方、プレミアム商品券は、換金する際にタイムラグが生じますので、その辺のメリット、デメリットが当然あります。

いずれにしましても、緊急事態宣言が解除され、人が動き出しています。そして、一定の制限はありますけれども、経済活動が回復し始めている時期ですので、様々な事業を組み合わせ、第一弾、第二弾というのもいいかもしれませんが、いろいろなものを組み合わせより大きな消費を喚起するという対応が必要になってくるのではないかなと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） スピード感が必要であるということが何度も答弁にありますけれども、同じ時期に実施して、どんどん経済を回復させるということなのであれば、致し

方がない部分もあるのかなと思っております。

そこで、プレミアム商品券を発行する上で、先ほども言いましたように、町民にPRすることは当然でありますけれども、やはり今回のプレミアム商品券の企画を作るだけではなく、まずは確実にこのプレミアム商品券を売り上げることによって地域経済が回ると思いますが、町民、議員も含めて、職員の方々にも買っていただき、協力していただくことが最重要ではないかなと思っておりますけれども、その点について、どのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

プレミアム商品券の販売に関するお話しですが、この商品券につきましては、議員からお話もあったとおり、議員の皆様をはじめ数多くの皆さんにご購入をいただきまして、早めに使用していただくことによって9000万円の消費が生まれ、地域経済の活性化の一助になると考えています。

他市町村の例や町で実施しました過去の例などを見ますと、発売後1週間程度で販売数量に達するのではないかと現段階では想定しています。まずは町民の皆さんファーストということでご購入をいただきまして、その販売残がある場合には、当然、町職員などにも働きかけをしていくことは必要であると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長が言われたように、相当なプレミアム感がありますから、町民の皆様がそれを買って利用してくれるのではないかと期待もあると思えますけれども、まず9000万円の事業を組んだ以上、残ってしまうことは絶対ないように、やはりお金を回すことによって地域経済が動くということは皆様も私も知っておりますので、ぜひ成功させていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染拡大により、農作物の価格も下落傾向にあります。農作物の売上げが昨年に比べて落ち込むことも考えられます。そこで、農業従事者への給付金や補助金の制度などの支援があるのかどうか、その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） お答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、農産物におきましても、全国的には高級果物やブランド和牛牛肉など、さらに海外輸出向け商品におきまして、価格の下落などの影響を受けている状況でございます。

このような中、当町におけます農産物の状況についてですが、JAなど関係機関や町内の農業者に確認をいたしましたところ、春野菜やイチゴなどにおいては、その販売状況、売上げについては大きな影響はなかったと聞いてございます。さらに、6月に入りましてサクランボの出荷が始まっておりますが、今のところ価格の下落などの影響はないとの報告を受けております。

しかしながら、今後、当町の主力農産物でありますモモやプラムの出荷が始まりますが、どの程度の影響があるか、現時点では不透明な状況でございます。町といたしましては、国や関係機関の様々な支援策について農業者に情報提供をするとともに、間もなく出荷を迎えるモモのPRにおきまして、町長のトップセールスなど各地でのPR活動に積極的に取り組むことで、販路の拡大や売上げの確保につなげ、町内のモモ生産者が受ける影響を最小限にしたいと考えているところでございます。

なお、先ほどまちづくり交流課長が答弁したとおり、農産物の6次化商品開発に対する補助金については創設をしておりますが、さらなる農業者への直接支援につきましては、今後の農作物、特にモモの販売等への影響を十分に見極めながら、適時判断し対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 課長からいろいろなことを考えているということなんですけれども、現時点でそういう支援は難しいということだと思います。農業従事者にとって、モモを含めてですけれども、これからの売上げに、これからの天候にもよりますけれども、新型コロナウイルスの影響がなければ大変いいことだと思います。全て支払いを終わったときに、その結果を判断しなければならないと思います。今から影響が出たときにすぐばたんと行かないように、いろいろなものを考えておくことが必要だと思うんですけれども、その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） お答えいたします。

影響が出た場合の施策を今から考えておくべきではとのご質問でございますけれども、議員お質しのとおり、現時点で影響があるかは判断できませんので、今後の、特にモモの販売の状況を見極めまして、万が一大きく売上げに影響するような場合には、国・県の動向を把握するとともに、さらにJAなど関係機関とも連携しながら、町といたしましては、これまで実施しております中小事業者向けの減収に対する支援などを念頭に置きまして、農業者の皆さんが求める支援に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） しっかりやっていただけるということですが、現状を把握するためにアンケートを取り、しっかりと企画を設けて、農業従事者にも支援が行くようにしっかりやるということで、理解してよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（武田正裕君） お答えいたします。

現状把握のためには、アンケートなどを取って把握するのか、しっかり対応してというご質問でございますが、農産物の販売状況につきましては、JAにおきましてリアルタイムで把握してございますので、引き続き情報共有をしてまいります。万が一、

影響が出た場合には、生産者から直接その影響を聞き取るということで、スピーディーに生産者が求める支援に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 次の質問になります。

第2波、第3波への備え、感染拡大防止の体制を再構築しつつ、地域生活の維持、活性化をどのように今後進めていくのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、このご質問につきましては、私のほうからご答弁を申し上げさせていただきたいと思っております。

議員お質しのように、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をしっかりと踏まえつつ、経済の活性化といいますか、回復といいますか、維持といいますか、その辺をどうするのだという、まさにこれは両輪でありまして、どのように対応するのか、議員お質しのように、第2波、第3波も踏まえますと重要な課題と思っております。そして、私は、ベースはやはり感染防止だと思うんです、現時点でも。やはりしっかりと新しい生活様式を導入して、感染防止対策をしっかりとやっていくことがベースだと思っておりますので、そこをしっかりとやる。そして、業種ごとにガイドラインができておりますので、そのガイドラインに基づく対応をしっかりとやっていただく。そこが、私はベースと思っております。

その上で、先ほど来ご質問ありましたように、かなり商店街も疲弊している、いろいろな状況があるということでございますから、それにいかに活力をつけるかということだろうと、このように思っておりますので、それにはやはりいろいろな経済対策ということで、第1弾、第2弾の話がありました。課長から答弁あったように、いろいろやっておるわけでございますが、その辺をどう回していくのか、いろいろ具体的にやっていくのかということが、非常に重要なポイントと思っております。

また、もう一つは、こういった経済対策といいますのは、小さい国見町のみでできるものではないんですね。経済対策、大きく広くというのがまずベースです、日本全国、そして全世界という形になっていくのだと思います。ですから、国・県の連携、それから国見町商工会という団体がございますので、そういった関係団体、こういったところと十分連携しながら対応していくことが非常に重要ではないかなと考えております。

これも、先ほど課長からいろいろ答弁申し上げましたけれども、とにかく経済が疲弊しないように、小さい町でありますけれども、町としてどうするんだという議論も当然必要なわけですから、経済対策をどうするんだということで、ここまでのいろいろやってまいりました。6つぐらいの第一弾、第二弾で商工業者に対する支援制度、10万円の給付金とか、あるいは県が休業要請を認めた場合には10万円、5万円出す制度とか、あとは新しい生活様式に対する補助の制度とか、いろいろ設けさせていただきまして、結構、皆様方からいろいろご要請がございましたので、予算が少なくな

ればプラスアルファを確保して、なるべく全方位で対応できるように、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

新しい政策どうするんだという議論も当然これから出てきます。8月から観光も含めて全て解除されるということでございますから、そういった状況を十分見極めて、あと国・県の動向を見極めて、どういう施策が非常に有効なのかということです。現在は、どちらかというところ、回復という視点でやっていっています。いかに回復させるかと言っていますが、今度はさらに活性化をどうするかという視点に、8月くらいになると向いてくるのではないかと思います、世の中の状況が。

ですから、その辺で何ができるのかということも含めた対策をしっかりと打って出ることだろうと思っておりますので、国の地方創生臨時交付金もプラスアルファで来るような形になって、そういった経済対策に対して支援をするという形になっていきますから、それをしっかりと確保しながら対応していくという形になるものと思っております。

いずれにいたしましても、2つあります。1つは、国・県の状況、各種団体は何をやっているのかという広域的な状況を十分見極めて、果たして町としてこれが有効なのかどうかを十分見極めるということです。あとは、ベースはやはり感染防止だと思うんです。新しい生活様式をとにかく町民、事業者、町一体となってしっかり入れ込むことだろうと思います。プラスアルファとして、当然にその回復、どういふふうに戻していこうか、そして活性化にどう持っていくのかということ、これをうまく両輪でどうつなげるかと、両立させるということなんです。そこは非常に頭が痛いところなんです。感染防止をしっかりとやりながら、経済も回復させ活性化に結びつける。非常にこれは難しい、パラドックスな部分もあるんですけれども、それを十分意識をしながら今後対応していくことが、私は必要なのかなと考えております。

その2点を念頭に置きながら、個別具体的な町としての施策を今後打ち出しながら、第2波、第3波も意識しながら、感染防止も意識して対応していくことが必要なのかなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、町長からの考えをお聞きしまして、安心しているところであります。

福島県も、緊急事態宣言が解除され、県の行き来もできるようになりましたけれども、安全宣言ということではないと私も考えております。やはり私たち議員も町民も感染防止をしっかりと意識して、新しい生活様式に基づく生活をしていかなければならないと思っております。

次の質問に移ります。

臨時休業に伴う児童・生徒の学習支援についてであります。

新型コロナウイルス感染症がいつ収束するか分からない状況で、学校生活を安心して送るために、どのような感染防止対策を行っているのか、その点についてお伺いし

ます。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（羽根洋一君） お答えいたします。

学校での感染予防対策でありますけれども、「学校再開にあたっての教育活動の指針」等によりまして、感染予防対策を進めているということでございます。具体的には、家庭においては検温を実施する、体調の悪い場合については自宅で静養する、そういうことを依頼しているほか、手洗いや咳エチケットの指導を徹底しているところでございます。また、換気の実施、子どもたちが密集しないような指導の工夫、マスクの着用など各学校がそれぞれガイドラインを作成して、児童への丁寧な指導をするとともに、家庭における対応もお願いしているところでございます。

教育委員会としましては、マスク、消毒薬剤、フェイスシールドなどの配布や、子どもたちが対面するところにつきましては、飛散防止用として間仕切りボードの設置、さらには接触を少なくするための水道の蛇口の改善など、対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 感染防止対策として様々な施策をしているということでありまして、今までは分散登校を行っていたようでありまして、現在、普通の授業を行っているということでありました。

他町村では、学校単位ですけれども、様々な防止策を行っているということでありました。飛散防止パネルなどを設置するなど、テレビで放映されているところもあるんですけれども、そのような安全対策を行っていく必要があるのか、考えていくのか、お伺いします。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（羽根洋一君） お答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、国見町においては5月12日より分散登校を開始し、さらには、月曜日、18日より短縮学習等での登校を実施しております。そして、6月1日からはほぼ普通登校としたところでございます。

先ほど答弁させていただきましたが、3つの密を避ける新しい生活様式を意識して生活するものが基本となり、議員から今お話をいただきました飛散防止用のパネルについても、学習の場所、図書室、パソコン教室になりますけれども、可能などころには活用させていただいているところでございます。さらには、学習の中ではどうしても対面することがあり、そういった場合については、フェイスシールドの装置で対策をしているところでございます。

今後も安全対策等について十分に講じてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 教育次長からの説明で、今いろいろな対策を行っているということ

でしたけれども、先ほど言うております飛散防止パネルが、絶対的な予防策とは思えません。それ以外に手洗い、マスク、当然そういうものはやっているということでありまして、学校での安全対策は十分だと、もうそれ以上のことはないと考えているのか、その点お伺いします。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（羽根洋一君） コロナ対策につきましては、集団活動する学校にとっては非常に重要な問題でございます。それが完璧ということは言えませんが、教育委員会としては、予算につきましても町で十分に確保できるという積極的なお話をいただいておりますので、できるだけ対応を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） まずは、安全対策を十分に行い、子どもたちが学校生活を送れますようにお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

オンライン学習での支援として、地域おこし協力隊による小中学生を対象とした「オンライン学びサポート」が、休業中の子どもたちに好評だったと聞いております。新聞にも報道されておりますけれども、このような支援を今後も持続して支援をしていく考えがあるのか、その点についてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（羽根洋一君） お答えいたします。

「オンライン学びサポート」につきましては、学校の休業期間中に実施し、また、学校再開後につきましては、土日を含めて休日に地域おこし協力隊の2名の方が、テレビ会議システムのZoomという会議システムを活用しながら、個別に学びのサポートを行ったところでございます。勉強はもちろん、勉強の仕方、さらにはプログラミングや個人的な悩みも含めて、いろいろと相談、学習をしていたと聞いています。

今後は、放課後学び舎という地域、学校で進める事業やフリー学習室の実施など、新たな学習サポートの事業に取り組んでいきますけれども、必要に応じて「オンライン学びサポート」も継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） オンライン学習は、家でやるわけですから、感染防止という面では大変いいと思っております。今回の予算にもいろいろなものを予算化しているということで、オンライン学習はコミュニケーションを取れる良いものだと考えております。しかし、問題は、経済的な理由で、全ての子どもたちが、機材を含めネットが接続可能な状態ではないことだと思います。オンライン学習はいいんですけれども、全ての子どもたちにその機能を充実させることができないことについて、今後はどういう考えでいるのか、その点についてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（羽根洋一君） お答えいたします。

オンライン学習につきましては、学校休業等、有効な学習手段だとこれまでも言われているところで、実際にそのような形で取り扱っているところでございます。さらには、学習相談にも利用でき、議員ご指摘のように、家庭環境が必ずしも全て整っているわけではございません。また、学校としても現在、環境が十分という状況になっているところではございません。

そのため、G I G Aスクール構想を現在進められておりますが、着実に実施し、環境を整える必要があります。今回の議会の補正予算において、まず基幹となるネットワークの構築をお願いしており、計画的に環境を整えてまいりたいと考えております。

なお、このG I G Aスクール構想の中には、経済的にオンライン環境が難しい方についての助成制度も盛り込まれておりますので、その辺も含めながら検討を進めさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 課長が言うように、一度に環境整備するのは、経済的にも、それは学校も家庭もそうですけれども、町も全て実施するというのは困難だと思いますけれども、今後の課題としながら、その先を見ながら十分に取り組んでいただきたいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

今回の夏休みの期間の短縮が発表され、先生方には大変な負担増になると思いますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきたいと思えます。

今年度、4月に学校が再開されましたが、4月21日から再び休校と、そしてまた5月の連休明けから5月末までの休業延長要請となりました。幸い、福島県は収束傾向にあり、本町においては感染者が出ていないことから、5月12日から分散登校を実施して学習を進めてきたところです。実質的に授業を行わなかったのが15日間となります。休業期間中は、課題を出して家庭学習を進めるなどの対策を取りましたけれども、授業をしているわけではありませんので、十分な学習となっているとは言えません。そのため、7月31日までを授業日として、学習の遅れを取り戻すこととしたところです。

土曜授業を実施すべきではないかとの提案ですが、児童・生徒の生活のリズム、それからスポーツ少年団活動などの学校以外の活動等の関連を考慮し、土曜授業の活用ではなくて、夏季休業を短縮して授業日にするほうが総合的に効果的だと考えて、決定をしたところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、教育長のお話を聞きました。確かにそうだなと思っている部分、たくさんあります。

夏休みの短縮によって、各地ばらばらですけれども、当町においてはこの短縮によって、子どもたちの学習の遅れ、今まで遅れてしまっている部分、特に中学3年生たちは受験ですから、遅れを取り戻すことが可能だということでしょうか、その点の根拠があるのだったらお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

先ほど来の質問でも答弁させていただきましたけれども、本町では本年、実質的に授業を行わなかった実数は15日間でした。それで、まず今後の学校での各種行事等の精選、授業の重点化、休業中でも学習は進めているわけですので、その家庭学習の実績を評価し、夏季休業の意義などを考慮して、夏季休業中のうちの7月21日から7月31日までを授業日と設定させていただきました。学校とも十分協議をし、遅れを取り戻すことが可能な日数としております。

なお、町村ごとの日数の違いがありますが、4月当初からずっと休業しなければならなかった市町村など、実質的な臨時休業日の日数が市町村ごとに若干のばらつきがあります。そのため、夏季休業日を授業日に振り替える日数についても若干の差が出ているところであります。年間を通じての授業日数については、それほどの差はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 教育長の言われる授業日数は、各地によっていろいろだと。その代わり、トータル的に同じだと。私が言っているのは、夏休み期間を短縮したことではなく、問題は子どもたちに、授業だけで、その短縮した10日間で理解させることが可能なのか、その部分についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

子どもたちが学習内容を十分理解し、学習の遅れを取り戻すことは本当に大事なことでと思います。

まず、ある程度の学習時数を取り戻す必要がありますので、ただいま答弁させていただいたとおり、夏休み中の休業日を一部授業日として振替をさせていただきました。さらに、これも学校行事とか対外的な行事とかについては、精選を図って、授業時数の不足分を取り戻すための時数を確保しております。授業の質や学習の質の向上を図るとともに、効果的な家庭学習になるように工夫し、授業の重点化を図ることで、子どもたちの理解が深まるように工夫しているところです。

また、先ほど来、次長から答弁させていただきましたが、地域学校協働活動事業での学習支援とか、地域おこし協力隊による学習支援等も今後も進めていくこととしております。こういう支援を通じて、子どもたちの理解が深まって、それほど無理なく

進めることができると考えております。短期間に、例えば授業を7時間、8時間やるということではなくて、学習の質を上げていくということも十分に考慮しながら進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） お話を聞いて、学習の質を上げていくということで、安心している部分がありました。

次の質問でありますけれども、先ほど出たように、高校受験を持つ中学3年生の保護者からすれば、臨時休業による授業の遅れが、普通の学生よりも相当厳しいものだと考えていると思っております。そういう懸念されている部分がありますけれども、どのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、本当に長期の臨時休業を実施しました。そのことにより、特に受験生にとっては学力の遅れが心配だということは、私どもとしても十分に理解しております。子どもたちが休業中にも結構、しっかり勉強はしていたようなんですけれども、そうであっても当然、学習に遅れが生じてきているというのが実情です。そのため、これも先ほど答弁させていただきましたけれども、学校においても指導の重点化の工夫とか、各種行事の見直し、精選、そういうことを通じて、授業時数の確保などに鋭意取り組んでいるところです。

また、これも先ほど答弁させていただきましたけれども、夏休み中に授業日として実施して、授業をしっかりとするというを進めていきます。

さらに、これは教育委員会の事業といたしまして、8月から2月まで60回程度受験対策講座ということで進めてまいりたいと思っておりますし、数年前から実施している、観月台フリー学習室も活用させたいと考えております。学習スペースを準備して子どもたちが勉強できるようにしており、質問ができる自習室として、指導役の学生を置いて、フリー学習室を運営していく予定です。また、地域おこし協力隊の皆さんにおいても、学習会とか学習相談会を実施することとしております。より多くの学びの場と機会を提供することにより、少しでも保護者、受験生の不安を軽減してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 教育長の話聞いて、今後、夏休み前、夏休み中にいろいろなことをやっていくと。それは家庭のほかに、地域おこし協力隊の方々の協力を得てやっていきたいということで、大変喜ばしいと思っております。それで、今言ったように不安を払拭することができると思うんですけれども、生徒及び保護者の不安を払拭するには、それだけで十分かと言われるれば、まだ残っていると思っております。最後の質問になりますけれども、どのようにそれを払拭していくのか、できるのかということをも再

度お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスについては、渡辺議員もご指摘のとおり、未知な部分もありますし、これで安全宣言だというわけでもありませんので、不安な部分というのは本当にまだまだ残るのが現状なのかなと思います。学校においては、新型コロナウイルスに感染する不安とともに、学習がきちんとできるのかという不安、その両方に当然不安を持っているわけです。

これも、先ほど次長も答弁させていただきましたけれども、感染防止については、教育委員会としてもいろいろと手当てをしておりますし、それから何よりも新しい生活様式ということで、子どもたち自身、それから保護者自身もそういうことをきちんと意識をして、基本的なことはきちんと自分たちでやるんだよという指導も徹底してまいりたいと思います。学習支援についても、先ほど来、答弁させていただきましたけれども、学校で重点化したり授業日数を延ばしたりするという努力とともに、教育委員会としてもいろんな場を設けて学習支援を進めていくということで、本当に少しでも保護者、それから児童・生徒の不安を軽減してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 教育長のお話を聞いて、保護者の方も安心できたのかなと思っております。

では、最後の質問に移ります。

中学3年生は、最後の中体連や様々な学校行事が中止、延期されることで、やる気が損なわれています。受験にも悪影響を及ぼしかねないと思います。学校生活や家庭生活においてどのようにフォローしていくのか、最後にお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、本当に今までに経験をしたことがない長期休業、その上、運動会とか修学旅行とか中体連を含む様々な行事が中止、あるいは延期となりました。特に、中学3年生にとっては、中体連の大会が、全国大会はじめ県北大会以上が中止となり、とても残念でなりません。まだまだその先行きが見通せない状況ではありますけれども、特に3年生の中体連関係につきましても、伊達地区でいろいろと関係機関と連携を図りながら、できるものについては進めていきたいというところで検討を進めていただいているところであります。

また、思い出に残る学校行事等につきましても、感染防止対策を講じて実施可能なものはどういふのがあるのかを十分に検討させていただきます。可能なものについては実施したいと考えております。当然、例年とは違う形にはなりますけれども、子どもたちの思い出になる行事については、できるだけ実施をしていきたいと考えているところです。

いずれにしましても、学校は当然ですけれども、家庭の皆さんや地域の方々、関係機関と連携を図りながら進めてまいりたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 生徒の学びの機会を補うために、きめ細やかな対応をしていただくとともに、生徒一人一人の習熟などを確認しながら丁寧な指導に努めていただくようお願い申し上げます、私からの質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時25分まで休議いたします。

（午前11時13分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時25分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、3番松浦和子君。

（3番松浦和子君 登壇）

3番（松浦和子君） 令和2年第4回定例会において、さきに通告いたしました内容について質問いたします。

高齢者向けの保健事業が6月1日に再開いたしましたが、新型コロナウイルスの第2波の到来がこの秋冬にも予測されており、長期の戦いになると言われております。高齢者を対象とした支援についてお伺いしてまいります。

まずはじめに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を重視し、高齢者を対象としたいいきサロン、生きがいデイサービス、通いの場事業が4月6日から5月31日まで休業になりました。それに伴い、ボランティア活動のささえ愛活動も同じように休みとなりました。6月1日に事業が再開するまでの約2か月間に及んだ事業の中止により、体力の低下や外出自粛によるストレスなどの影響を受けやすく、健康な状態と要介護状態の中間の段階にあると言われており、身体機能や認知機能の低下が見られる状態のことをフレイルといいます。この発症が懸念されたのではないかと思います。フレイル予防も含めて、休業期間中に行われた高齢者への支援についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 3番松浦和子議員のご質問にお答えいたします。

介護予防事業につきましては、4月6日になりますが、社協に委託しておりますいきいきサロン事業、同じく生きがいデイサービス事業につきまして休止の指示を、また地域の自主活動であります通いの場、あるいはささえ愛の高齢者の居場所につつま

しては、自粛の要請をいたしたところでございます。

高齢者は、外出をしないことで生活不活発に陥りやすい特徴があります。当初より、感染のリスクと生活不活発によりますフレイルのリスクを考えておりましたが、緊急事態宣言の発令によりやむを得ず休止と自粛の要請をいたしたところでございます。

ご質問の高齢者への支援ですが、4月10日に高齢者として気をつけたいポイントを各戸配布いたしまして、フレイルへの関心を喚起したところでございます。

次に、閉じ籠もりがちになる高齢者の方に運動をしていただく仕掛けということで、体操の仕方を図解したポスターを作成し、家の中でいきいき百歳体操を実践していただくということを考えました。

ただ、1人ではなかなか続けることが難しいということも分かってございましたので、週1回決まった時間に習慣的に体操ができる仕掛けとして、ふくしまFMとコラボをいたしまして、ラジオを聞きながらいきいき百歳体操を提供したところでございます。また、いきいき百歳体操、これは昨年作成をしたDVDになりますが、国見バージョンのいきいき百歳体操のDVDを増版し、希望者に配付をして家で取り組んでもらうということにいたしたところでございます。

過日も町総合健診の受付で何人かお声がけをさせてもらいましたが、ポスターを見ていきいき百歳体操に取り組んでいること、また、ももたんFMを聞きながら体操しているということをお話していただくことができました。少なからず取り組んでいる方がいることに安堵をしたところであります。

ただ、また6月から再開したとはいえ、沈んだ気持ちを引き上げるには相当の力が必要になります。参加されていた方が全て戻って来られるよう、引き続き支援をしていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 事業が休業中の対応は、本当に大変なことだったと思います。

高齢者の皆さんは、私もそれに近い状態になりましたけれども、朝から本当に毎日がコロナコロナ、テレビをつければコロナコロナ、新聞を開けばコロナコロナ、本当に不安と恐怖の中で、そして事業が休業という中で、大変な思いをして一日一日を過ごされておられたと思います。

そんな中で、本当に注意喚起のチラシや、それから図解していただいた体操、そしてももたんFMでの放送と、その苦勞が、何か生意気な言葉を使えば手に取るように伝わってきた思いがいたします。

ただ、体操はFMラジオでしたので、AMと違いましてFMはなかなか皆さん慣れておられないし、車の運転中は意外とFMを聞くことが多いと思いますけれども、家の中でFM放送というのはなかなか厳しかったかなという思いもありますので、今後長期化が予測される中で、そういった点の解決策もこれからお願いできればと思います。

次に、新型コロナウイルスの第2波は起こり始めているというのが厚生労働省の見

方にあるようです。このことは、ますます高齢者の不安と緊張感を募らせていると思います。全く先が見えない状況下において、高齢者が不安を持つことなく日常生活を過ごすことができるような指導や支援を、町の委託事業所である社会福祉協議会と連携し強く推し進めるべきと考えますが、その点についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

松浦議員のご指摘のとおり、この自粛期間中閉じ籠もりがちになることから、高齢者にとって穏やかに過ごすことは難しいものであったと思います。

先ほど、議員のお話でもありましたように、テレビで一日中新型コロナウイルスの関連の報道が流れておりますし、毎日この報道ばかり見ていたら、気がめいってしまうということも十分理解できるところでございます。感染が心配で買物に行けない、マスクが手に入らず外に出ていけないなど不安を持たれている方も多くいたと考えてございます。

町では、まずは住民皆様に情報を提供するということが一番大切だと考えまして、2月末より十数回の各戸配布にてこの感染症を正しく理解をすること、あるいは感染症の予防として咳エチケットと小まめに手を洗うこと、密集・密閉・密接を避けること、散歩で気分転換をすること、お家で体操をすることなどの啓発を行ってまいりました。

緊急事態宣言が解除され、6月からは様々な活動が順次再開をされるというふうになってまいりましたが、社協に委託をしておりますいきいきサロン、あるいは生きがいデイサービス、地域の自主活動の通いの場、ささえ愛の高齢者の居場所などについても同様でございます。

先日開催をいたしました、くにみささえ愛の会議におきましては、通いの場、あるいは高齢者の居場所の代表の方から、再開しても以前のように来てくれるのか心配しているという声も聞かれたところでございます。長い自粛の期間でありましたから、気持ちが上向くまで時間がかかるということもあろうかと思っております。収束をしていないことからの不安も当然あろうかと思えます。ただ、閉じ籠もってしまうと、筋力や頭の働きも衰えてしまうことが危惧をされますので、お一人お一人無理をしない範囲で丁寧に説明をし、戻ってもらう働きかけ、これがすごく大切ななと思っております。

議員ご指摘のとおり、このことを行うためには行政だけではできませんので、現在も様々な形で関わっている社協、あるいは地域包括支援センターと町が緊密に連携を取りまして、現場で支援をしていくということが重要になってくると考えてございます。そして、この取組を続けることが、逆に通いの場であったりとか高齢者の居場所であったり、そのさらなる広がりにもつながってくるかなと考えてございます。

今後も、自分の住む地域で自立して暮らし続けられるよう、そのような取組を社協と連携をしながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 再質問をさせていただきます。

高齢者が自立をして生活できるということは、本当にこういうときに大変困難な、様々ないろんな問題に局面しておりますので、大変ご苦勞もあるし、精神的なもの、肉体的な衰え、いろいろなものが弊害となっているかと思えます。しかしその反面、自立して生活できるということは、高齢者にとっても誇りだと思います。やはり、幾つになっても自分で自分のことができる、これは本当に幸せなことではないかと思っております。

新型コロナウイルスの感染が連日報道されまして、不安を持ちながらの生活の中にあつて、今回特に目についた報道の一つに、各地域の社会福祉協議会の活動がありました。

しかし、残念ながら、当町の社会福祉協議会の動きは、全く見えてきませんでした。訪問介護のヘルパーさんは、待っている方たちがおりますので、緊急事態宣言の中にあつて一生懸命対応していただいたと、利用者家族の方から感謝の声が届いております。

高齢者は新型コロナウイルスに感染すると重症化しやすいと専門家の方々が口々に言っておられますが、反面、外出を控え過ぎると、先ほどの答弁にありましたように生活不活発によりフレイルが進行してしまい、体の回復力や抵抗力、つまり免疫力が低下すると大変心配なことになります。そういったことを予防するために、事業が休業中に社会福祉協議会として独自の対策があったのか、高齢者からの相談に真摯に対応できたのか、あったとすれば高齢者やその家族にどのような方法で対応されたのかお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

自立をした生活ということで、自分の住む地域で暮らし続けるということはすごく大切なことで、このことをやっぱり目標にして生活をされることが幸せにつながるのかなとそんなふうに思っています。

では、そのためにというところで、今回、議員ご指摘の新型コロナウイルスの部分で社協の動きがあまり見えなかったのではないかとというご質問でございますが、町といたしましては、先ほど答弁をいたしましたとおり、今現在、進めている事業、これは先ほど来お話をしてございますが、いきいきサロン、あるいは生きがいデイサービス、さらには通いの場や高齢者の居場所づくりに関しても、社協、あるいは地域包括支援センターで関わっておりますので、そういう部分での関わりについては、この自粛期間についても行っていたというところでご理解をいただければと思っています。特に、直接の訪問は避けるということが基本でありましたので、電話にて不安がある高齢者の方に連絡をして確認をしていくとか、それは日常的な業務として行っていたと聞いてございます。

なお、新しい取組というのは、こういう状況下によってはなかなかできないことな

のかなとも思っております、今、取り組んでいるところをしっかりとやり切ることが一番大切なのかなと思っております。

先ほど、議員からお話がありましたように、介護保険事業としてのヘルパーの派遣の部分につきましては、社会福祉協議会としても十分にされていたと聞いてございますので、介護保険事業の事業所としての取組をしっかりとやって、なおかつ今やっている取組について可能な限り進められたと、町としては理解をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） こういうときだからできないということ、ちょっと極端な言い方になってしまいますけれども、逆にこういう困難なときだからこそできるものを何か探し出すことも、仕事の一つではないかと思えます。

社会福祉協議会は、福祉関係はもちろんのこと、医療や教育など関係機関の協力の下、先ほども答弁の中にありましたけれども、住み慣れた町で安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指した活動を行うのが役割として位置づけられていると理解しております。

今後の社会福祉協議会が、町民に寄り添い、今までも寄り添っておられると思えますけれども、さらに一層寄り添っていただき、信頼される社会福祉協議会としての活動を期待したいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

防災に関する対応についてお伺いします。

日本気象協会の6月から8月までの3か月予報を見ますと、気温、降水量ともに平年並みか平年より高い確率が30%から40%と発表されております。

昨年10月の台風19号のような大型の台風が発生した場合は、昨年と違い、新型コロナウイルス対策を最優先しての避難所開設になると思えます。5月に地区ごとに町内会長を中心に避難所対応説明会が行われましたが、今年も避難すれば様々な対応策を検討する必要があると思えます。役場、消防団、町内会長を中心とした自主防災会、町民がワンチームとなり乗り越えていくべきと考えますが、町の対応についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） この質問につきましては、私のほうからお答えを申し上げさせていただきます。

災害時の避難所における新型コロナウイルス等の感染症の対応をどのようにしていくのか。これは議員お質しのよう、今これからの非常に重要な課題と思っております。

これは国からある程度指針が示されておりますので、それをベースに国見型と申しますか、国見町のガイドラインを実は早急に策定をさせていただいたところでございます。

内容につきましては、基本的には新型コロナウイルスは、やはり密を避ける、いわゆる3密とよく言われていましたので、基本は密をどう避けるかということがベースです。感染防止をどうするんだという形だろうと考えておりました、密接を回避するためのテント型の間仕切りの導入、それから避難所でもなるべく、今までですと50センチ、1メートルぐらいだった間隔を2メートルぐらいあけるとか、あるいは避難所を、なるべく1つのエリアではなくて何か所かのエリアを設ける。それぞれの避難所、数がありますので、そういった対応ですね。

それから、ベースとしての当然感染防止としての咳エチケット、手洗い、マスク着用等をしっかりと担保しながら運営をしていくということをも位置づけをいたしております。

それから、もう一つは、受付の際に検温、あるいは体調等をお聞きをしまして、熱があるなど体調が悪い方については、別の場所に案内するという事です。町には観月台文化センター、数多くの部屋がございますから、そこで保健師を常駐しながら対応するという位置づけも実はさせていただいております。

それから、よく言われておりますように、今回の災害とコロナの問題は、単に避難所のみではなくて、例えば自宅で2階がある程度安全であれば、そこでの避難で対応するとか、あとは事前に知人、それから親戚等と調整をしながら、そこでのエリアを事前に確保しておく。さらには、私、これ非常に重要だと思いますのは、コミュニティーでなるべく密にならないような対応をします。特に、ご承知かと思いますが、森江野の徳江北部、徳江南部辺りは森江野全体の避難所があるんですけれども、そこでのフォローなどもここまで何回かされております。そういったコミュニティーでの避難の対応も非常に重要なのかなと思います。

これまでは、どうしても自助、自分で自分の身を守ると。あるいは公助、役場がしっかり担保するということがベースだったんですけれども、今回のコロナの問題については、共助の世界、つまりそのエリア、あと親戚、そういった方々とどう連携をして密を避けて、そのエリアを確保するかというあたりが非常に重要なポイントということで浮上しておりました、ガイドラインでもそういったことを位置づけをさせていただいております。先ほど松浦議員のお話にもありましたように、5方部において既に説明会、テントの対応なども含めてやらさせていただきました。

これからは、今のところ消防団への説明会、今週は職員への説明会を予定しております。あとは、近々、全戸チラシ配布、広報紙の掲載、ホームページの掲載などをしまして、ただいま私が申し上げた、密を避けることを視点にした一つのガイドラインについて周知を図ってまいりたいと考えております。

議員お質しのワンチーム、私は非常に重要だと思うんですよね。これまで、まさに役場、消防団、町内会、それから自主防災会等、実はワンチームでいろいろやってはきております。ただ、今回のコロナの問題は、この言葉を十分使いながら、ワンチームでやるんだよというコールをどんどんすること、議員お質しのように非常に重要だと思うんです。これまでもやってきていますけれども、それを大きく打ち出しながら、

さらにワンチームになるんだと、そして、災害に対する基盤をしっかりと作っていくことを今回のコロナ問題では非常に重要な部分なのかなと思っています。

ワンチームという言葉をいただきましたので、町としましては、今後とも防災計画に位置づけする際にワンチームで対応しようということとか、あるいは防災訓練等の中で、先ほど申しあげました訓練の対応なども含めて実施をして、災害に強いまちづくり、基盤づくりを今後とも鋭意進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 町長答弁のとおりかと思えます。やはり、これからの避難は、今までの避難と違いまして、コロナ対策が一番上に来るのではないかと思います。そういった意味でも、本当にいろんな連携が必要になりますし、今までの避難の方法とは随分違った対応、方法を取っていかねばならないと思います。

そのときに、やはり町内会でも、町内会の方が例えば子どもの家に避難したとか、親戚の家に行ったとか自宅にありますとか、その確認を町内会の中にある自主防災会でしっかりと確認していただかなければならないと思います。やはり町民の皆さんの安全安心を守っていただくためには、町内会長を先頭とした自主防災会、大変お世話になりますけれども、そういうところまできちんとしたルールづくりがこれからの避難には大切になってくるのではないかと思います。

それと、先ほどありましたように、発熱など健康の確認が避難のときには極めて重要なことになると思っていますので、その辺もしっかりと、今までの雨が降ったら避難してやんだら帰れるんだと、そういうことではなくて、本当に自然災害とは違ったもう一つの新型コロナウイルスという脅威、それをいつも念頭に置いての避難になるかと思えます。

3月定例会において、渡辺勝弘議員が防災士について質問されました。私も、今回角度を変えて質問させていただきたいと思えます。

防災士制度とは、NPO法人日本防災士機構が認定する制度で、最近では企業や自治体の全職員も防災士の取得を目指しているところもあると伺っております。今後、ますます少子高齢化が進む中で、災害時の対応や誘導、避難所の世話など、防災士と町と地域が連携した体制づくりが重要になるのではないかと思います。

しかし、防災士の認定取得には時間と経費がかかります。現在、町内に6名おられるということを伺っておりますが、その方たちの活躍が期待される存在だと思います。防災士認定取得希望者に受講料の補助をするお考えがあるかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

防災士につきましては、議員お見込みのとおり、阪神淡路大震災以降、「自助・共助・協働」を基本理念に社会の様々な場において防災力を高めることを目的に、日本防災士機構が認証する資格でございまして、現在、全国で20万人ほど活躍されているとお聞きをしております。

また、町で把握をしておりました6名のほか、機構へ照会をして確認をさせていただいたところ、他の職域等で取得をされたと思われる方々は11名ございました。その方々と合わせて、現在17名の方々が防災士として活躍をされていると聞き及んでおります。

防災士と連携をした体制づくりというお質してございますが、議員もご指摘のとおり、その研修に多額の費用、さらに2日から4日程度というような研修の期間が必要となってまいります。これがいわゆる資格取得の足かせとなっているのではないのかなと考えているところでございます。

そのような中にありまして、日本防災士機構では資格取得の特例の制度を設けているということでございます。これは、退職者を含みます警察官でありますとか、消防職員、それから消防団員も含むものでございまして、一定の条件を満たせば、研修の履修証明、試験の合格証明、あとは普通救命講習の履修等、こんな条件がございすけれども、これらは免除するという規定がございす。

特に、消防団員の方々につきましては、定年を迎えて退団をされましたとしても、その後、地域に残ってその中核となって活躍をされる方がほとんどでございます。そんなことから、この特例を活用して、現職団員が申請をするための費用を町で負担するなど、防災士の拡大を促進して、さらに退団後については消防団員としてのノウハウを十分に生かしていただきながら、防災士としての連携と活躍に期待をするものでございます。

なお、一般の方々の資格取得希望者に対する補助につきましては、今後十分検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 合わせて17名の防災士の方がいらっしゃるという大変心強い現状にほっとしておりますけれども、この防災士の資格は、男性、女性は関係なく取得ができるものなのでしょうか、お伺いします。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

防災士につきましては、男女の性別関係なく資格の取得が可能でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 男女関係ないということで、国見町消防団にも女性消防団員がおられます。ぜひ、こういう方たちに取得をしていただいて、避難所の中でのそういう寄り添い、そういったことで何か力を発揮していただきたいなと思うんですけれども、やはり女性の立場として気づく点とか、そういったものがやはりあると思います。そういうところに期待をしたいなと思います。女性消防団員にも、ぜひ女性も大丈夫ですよということで広く声かけをしていただければなど、今そんなふうに思いました。やはり、地域でも女性の活躍は非常に大きなものがあると思います。

それから、一般の方が受講する場合の補助については、これから検討していただけるということで、期待をしてよろしいのかなと受け止めました。

それから、私も避難所に、大雨で4回避難した経験があります。そのときに町の職員の方々の大変さ、責任の重さについて、いつも思っておりました。

避難所に泊まりになった場合は、そこに何時間か交代での対応になりますけれども、夜は本当に寝ることもできない、逆にこちらから寝てくださいね、明日お仕事なんですよと声をかけて、そして休んでいただくような、そんな状況になっています。その睡眠不足の中で、普通に業務に入られるわけです。やはり睡眠不足の中での業務というのは、大変つらいものがあると思います。そういう避難所という独特のところで、年齢層もまちまち、あと具合の悪い方がいるんじゃないか、どうしたらいいんだろう、こうしたらいいんだろうと、恐らく職員は職員でそういった打合せはされているとは思いますが、大変だなといつも感じるんです。

防災士の方が増えれば、職員の方のそういった負担も少しは軽減されるのではないかと、そうすると、本当に睡眠不足とかそういったことを幾らかでも緩和した中で業務に入れるのではないかと、そんなふうに感じました。もっと職員の方の負担を軽くして、業務に集中していただける体制づくりも大事なのではないかなというふうに思いました。

ですから、せっかく防災士という資格取得の方法があるわけですから、ぜひ町のほうでも力を入れていただいて、町民の安心・安全はもちろんですけれども、いろんな場面で防災士の方たちに活躍していただけるような、そして町民が頼りにできる、町民に寄り添っていただける、そういう方たちが多く一人でも増えることを、私は心から望んでおります。

以上で私の質問を終わります。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午後0時04分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

10番浅野富男君。

（10番浅野富男君 登壇）

10番（浅野富男君） 令和2年第4回定例会にあたりましての一般質問であります。

第1番目に、新型コロナウイルス流行に関してということであります。

緊急事態宣言が解除されまして、段階的に経済社会活動が再開されようとしており

ますが、新型コロナウイルスによる世界的大流行が終わったわけではありません。安全宣言が発せられたのとは違うということでもあります。感染の流行が再び起こることは予断を許さない状況であることは、世界的な見方となっております。

この間、感染防止のために様々な分野の広範囲にわたりまして自粛要請がなされました。これにより、国内の経済は麻痺に近い状態となり、それを補うために自粛とともに給付の必要性が叫ばれるようになりました。

その世の中で、政府の方針も変わらざるを得なくなり、最終的には特別定額給付金として全ての人に10万円を給付することとなりました。

特別定額給付金は、申請するにあたり、身分を証明するものと振り込まれる預貯金通帳の写しが必要とされました。コピーをして添付書類をそろえるのに難儀を要する方もあるものではないかと考えられます。全ての世帯、人員にこの給付金、届けられたこととなりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 10番浅野富男議員のご質問にお答えいたします。

国によります新型コロナウイルス感染症緊急経済対策であります国民1人当たり一律10万円を給付する特別定額給付金につきましては、5月1日からオンライン申請の受付を開始しており、5月7日には受給権者となります全ての世帯主宛て申請書等関係書類を送付したところであります。

申請書による申請にあたりましては、迅速で誤りのない給付を行うために、本人確認書類といたしまして運転免許証等のコピー、振込口座確認書類といたしましての預金通帳のコピーの添付をお願いしているところであります。

給付金の口座振込につきましては、5月11日から開始いたしまして、5月末日現在での給付金の申請受付世帯の割合、それに口座振込済みの割合につきましては、ともに96%を超えておりましたが、給付金の目的であります迅速な家計への支援へととなりますよう、6月上旬には未申請者に対しまして早期申請のお願いの文書を送付しているところであります。

その後、6月23日現在の給付金の申請受付世帯の割合につきましては99.3%、口座振込済みの割合につきましては99.7%となっております。

なお、申請いただきました方に対しましての口座振込済みの割合につきましては100%となっております。

しかしながら、何らかの理由や事情によりましていまだに申請されていない方もおりますので、個人情報等にも配慮しながら、また自分で申請することができない場合につきましては代理人による申請も可能でありますので、引き続きそのような方法をお勧めするなど、さらに再度文書でお知らせするなど、給付対象となります全ての皆様へなるべく早期に給付できるよう対応してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 役場におかれましては、いろんな税金などを口座振込でやっていらっしゃる世帯もかなりあると思いますけれども、そういった世帯には、預貯金の通帳の写しがなくても振込が可能という手続を取るのには難しいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

現在利用されている引き落としの口座を使用したらどうかというお話ではありますが、間違いのない振込という観点から今回は改めて振込口座を指定していただいて、その通帳の写しをお願いしたところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 大勢が振り込まれたということで、一応安心といえば安心ですが、この残りの数%の方々というのは本当に代理人を立てるとしてもなかなか大変なのではないかなと思われるし、申請書類、再度振込をお願いするというような形で送付していると思うんですけれども、そのあたりの理解も難しい方々もいらっしゃるのかなんて考えないこともないんですけれども、そのあたりの手だてと申しますか、役場として、今、100%を目指すという意味からすると、代理人も可能だということでもありますけれども、ちょっと具体的な手だてを考えているということであれば、お話ししたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

0.3%の方、まだ申請されていないということではありますが、全ての方が給付を望んでいるとは限らないと、そういう事情の方もいるのかなと考えておまして、町として、考え方が違う方について押しつけるわけにもいかないのかなと、そういう点にも注意しながら事務を進めているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） では、これはそういうことで、しっかりと100%を目指す。確かに、希望しない方もいらっしゃると思うんですけれども、希望しない方はそれでいいと思うんですけれども、申請しなければいけないと理解できていない人は、最後まで手だてをしていただくことをお願いしたいと思えます。

それでは、2番目の質問に入ります。

本町についても、これまで感染者の確認はありませんけれども、今後もあり得ないという保証は全くありません。感染防止に対しての体制が大事なことになると思えます。

最近になって、ようやく発熱外来が設置される運びとなりましたけれども、これはあくまでも症状が疑われる人が受けられる検査と申しております。検査を希望する人が速やかに受けられることが望ましいことではありますが、そうなるにはまだ時間を要するものと思っております。

急がれるのは、医療や介護、あるいは福祉に関連する従事者、そして、入院、入所者となっている方々の検査体制が充実されることが肝要ではないかと考えております。

自治体単独でできることではないものとも承知をしておりますけれども、県など必要な部署への働きかけは必要なことと思っております。検査体制に関してはどのような要望をなされているのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、無症状の感染者から感染している事例が数多くございまして、非常に感染力が強いものでございます。その不安を払拭するという観点で、検査体制をどう充実強化するか、浅野議員おっしゃるように非常に重要な課題と思っております。

既に、今、触れられましたけれども、この観点から伊達地方では6月8日に、発熱外来、伊達市を中心に桑折町、国見町、川俣町、4市町で協議をしまして設置をさせていただきます。

それから、公立藤田総合病院におきましても、もし発熱があった場合には常にかかっている方々についてはその診療科、それから初めての方は総合窓口にご連絡をいただくと診療等の体制、発熱外来と全く同じスキームでできる体制を組んでございますので、ご相談をいただければよろしいかなと、まず思うところでございます。

お質しの各方面に対する要請活動でございます。

まずは、全国町村会で2月1日以降、新型コロナウイルス感染症の検査体制の充実、治療体制、特にワクチン、治療薬の開発の構築など、十数回にわたって厚生労働省等に要請活動を行っております。

それから、県町村会におきましても、これも新型コロナウイルス感染症の検査体制の充実強化、特に検査体制の中では、簡易検査等の検査客体数をアップする体制、それから、もう一つはどうしても時間がかかる。大体、本日やりますと明日しか結果が出てこないということがございますので、その迅速化、それから発熱外来の設置などにつきまして、県、県医師会、それから県選出国會議員等に要請活動を行っております。

それから、先ほど申し上げましたように、伊達郡町村会におきましても4市町で協議をしまして、発熱外来の設置をしようということで、対応を行ったところでございます。

それから、5月25日でございますけれども、内堀知事とのテレビ会議がございまして、その際にちょうどPCR検査体制について話題になりましたので、私のほうからもその充実強化についてお話をさせていただいて、お互いの意見の確認をさせていただいたところでございます。

ご承知のように、この検査体制につきましては、当然、町単独でできるものではございませんので、国・県の所管ということでございます。ただし、これは折あるごとに県とか県町村会、それから伊達郡町村会などにおきまして、検査体制の充実強化に

ついて、今後とも意見を具申していくことが必要なかなと思っております。

実は、伊達郡町村会が7月上旬開催されます。あと、8月ですかね。それから、県町村会のほうからも、要請の際にいろいろと意見、具申を求められますので、そういった際に意見、具申を申し上げる。それから、県にも近々訪問する予定にしておりますので、そういったときにぜひ話題にしたいと思っております。

いろいろ今やっていますけれども、基本はいつ、誰でも、どこでも診療機関で検査ができる体制を組むことです。浅野議員と恐らく意見一致していると思います。現在のインフルエンザの体制がございますよね、行けば必ずキットで取っていただいて15分くらいで結果が出る、そして治療もしていただけるというのが、感染症の本来の検査体制だと私自身思っております。ただ、課題は2つあって、医療機関に対して、例えばガウンやキットなどの整備をどのようにするかということです。それから、もう一つはワクチンと治療薬。これができないと陽性になった場合追い返すわけにいかないですよね。ちゃんとした治療薬を処方することが必要だと思いますので、その辺がやっぱり大きなネックなのかなと思っておりますので、その辺を十分頭に入れながら、これは一、二年かかるのかなという感じはしますけれども、なるべく早い期間に誰でもどこでも受けられる検査体制、それが私は非常に重要だと思いますので、そういった観点から各方面に、私の力は微々たる力です、はっきり言いまして、でありませけれども、今後とも検査体制の充実強化、そういった先ほど申しましたような体制が組め得るように、鋭意、今後とも要請活動を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 町長の言葉から、いつ誰でもどこでもという言葉が出てきたんですけれども、まさに言いたいところは私自身もそこなのでありますけれども、自分自身も本当に感染しているのかいないのか、そういったことを考えればかなり不安になる事態であります。早い時期でのワクチンの開発は急がれると思うんですけれども、これまでの要望の中で、早い時期に具体化されるという回答が何かありますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

いろいろ要請活動をやってまいりまして、まず発熱外来は基本的に県がお金を全て支援すると。基本的にオールラウンドでそういう形になっていきますので、県からの受託事業ということで、伊達郡町村会をベースにして設けることができたということが1つあると思います。

それから、検査客体の増ですね。当初は、50体ぐらいしか福島県はできなかったんです。現在は、この前の内堀知事の話ですと500体まで実施ができるように拡大をしておるという話も実はございました。

それから、抗原検査と今度出てきました。本来は5時間から6時間、結果が出るまでPCR検査はあるんですけれども、この抗原検査ですと15分から30分ぐらいで

結果が出るんだそうです。そういった流れというものが、より具体的に今、出てきております。

あと、今後についてもいろいろ要望した、ワクチンと治療薬なのでしょうね、最後は。その辺がどういう形で出てくるかによって、その全ての体制が整うという形になっていくんだろうと思いますので、その辺も含めて今後ともしっかりと要請活動を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 相手が細菌といいますか、目に見えない相手ということで、専門家の意見等もかなり重要になってくるかと思うんですけれども、このあたりについては、本当に先ほども言いましたけれども、単独の自治体でできる話ではありませんので、引き続き強力な要望をしながら、町民の安全・安心に努めていただきたいと思います。

それでは、3番目の質問です。これは、教育長ということで通告してあります。

小中学校については、再開をすることになりました。夏休みを短くして、7月いっぱいに登校日とするお知らせが先日あったところではありますが、授業日数を確保するためのことと思われまます。感染防止対策については十分に取られているものと思えますが、休校中の授業の遅れを取り戻すための様々な対応が迫られていることではないかと考えられます。

この場合、児童生徒に負担とならないような体制が必要なのではないかと考えております。教職員の加配なども考えられますけれども、どのような対応を考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきたいと思えます。

浅野議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染防止のため、国見町の小中学生については、先ほども答弁させていただきましたけれども、4月、5月の臨時休業により全く授業を行わなかった日が15日間あります。家庭学習等、学校では当然指示をして、子どもたちも家庭で本当に一生懸命学習をしたとはいえ、やはり相当な学習の遅れが生じているというのが実情かなと思えます。

遅れを取り戻すために、授業の時数を増やすこと、授業日の時数、普通5時間か6時間ですけれども、短縮授業にして8時間とか7時間とかと、そういうやり方とか、先ほど渡辺議員のほうからもありましたけれども、土曜授業などを実施するとか、様々な方法を検討させていただきましたけれども、やはり夏季休業日の一部を授業日に振り替えるというのが一番児童生徒にとって無理な負担を増やさないで実施できる方法だと判断をさせていただきまして、夏季休業日を授業日とすることとさせていただきました。

さらに、学校行事とか、それからいろいろ対外的な行事とかあるわけなんですけど、その精選も当然進めまして、バランスの取れた学校生活を工夫して、児童生徒のスト

レスの軽減を図りたいと考えているところです。全くストレスフリーというわけには当然いかないわけですが、できるだけバランスの取れた学校生活を送らせたいと思っております。

教員の加配につきましては、現在のところ難しいということがありますので、教育委員会事業としまして学習支援ということで、小学生については放課後学び舎、5、6年生対象ですけれども開始したところです。

夏休みも10日間ほど少なくなっているわけですが、夏休み中も夏休み学習会などを開いたり、中学校においても英検の受験対策講座とか、2学期からは、先ほど渡辺議員にも答弁させていただいたんですが、受験対策講座、観月台を活用してフリー学習室、質問ができる自習室を実施し学習支援をすることとしております。

様々な場と機会を利用して、子どもたちのために負担の軽減と不安の軽減に努めたいと思いますし、先生方についても夏休みの短縮に加えて負担をかけるということはずらずに進めていきたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） さきに渡辺議員も質問はしていたんですけれども、子どもたちの立場からすれば、受験を控えている生徒、それから中体連を楽しみにしている生徒、いろいろあると思うんです。それらに対応するために、今、教職員もかなりスケジュールがきつい状態で授業に臨んでいるのではないかと考えられますので、そのあたりでの教員の加配ということも考えられるのではないかと提起したわけなんですけれども、先ほど難しいというお話があったんですけれども、どういったことが障害になっているんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） 教員の加配についてですけれども、教員の数につきましては、基本的に標準法という法律がありまして、学校の規模によって教員の数というのは基本的に決まっております。なので、その数を増やすのに加配定数というのが若干ありまして、加配の分については小学校、中学校ともに年度当初に配当されている状況です。

したがって、コロナ対策のためにすぐに加配の教員を取れるという状況ではありません。ただ、学級のクラススケールが、1学級の人数が基本的に40人で、1年生、2年生が35人なので、やはり教室は密になります。教員が多ければ2つに分けることができるので、私たちも加配については要望してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 標準的な人数がある程度決まっているというお話なんですけれども、今回の、新型コロナに対して本当に全く臨時的な処置という考え方も必要なのではないかと思えます。体制がこういうふうになっている中で、なかなかそこを動かすというのは、かなり大変なことなのかなと思えますけれども。

あとは、子どもたちへのストレスということで、本当に子どもたちが安心して、ゆとりは出てこないのかなとは思いますが、気持ちの上で本当にストレスのたまらないような授業の在り方が望まれるのではないかなと思っております。

そういう意味で、今現在の教職員で回すほかないといえればそういうことになると思っておりますけれども、そのあたりでの必要性、人数的に十分な体制が整っているという理解でよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきたいと思っております。

先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれども、教職員の数については、やはり加配はあったほうが当然いいということになりますけれども、現在、小中学校の先生方ですけれども、授業の中身の精選とか、それから、文科省でも示しておりますけれども、スパイラルに学習しているわけなので、来年度に重点を置けばいいところについては今年度は薄くするとか、そういう精選をしながら進めております。先生方に負担はやはりかかっているというのは現状ですけれども、子どもたちのためにはなるべく負担のかからないような形で進めているというところなんです。

できるだけ負担かからないようにといいながら、やっぱり負担はかかっているというのが現状ではありますけれども、いろいろと教育委員会としましても支援をしながら進めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 子どもにとっても教職員にとっても大変な事態であります。本当にこのコロナについては、一刻も早く収束の方向に進むのが一番肝要なことかなと思っております。大変ではありますけれども、ぜひ通常の授業に早く戻られることを願っているとお伝えしたいと思っております。

次の質問にまいります。

障害福祉についてであります。

誰でもですけれども、年齢を重ねますと耳の聞こえが悪くなるということが加齢性難聴として最近認識されるようになりました。難聴者が補聴器をつけることによって、社会参加が容易になることと、認知症予防にもつながることなども分かってきた状況にあります。

しかし、この補聴器については、極めて高額でもあり購入を諦めている場合もあります。

本町でも、障害者福祉として聴覚障害になった場合に補聴器費用の支給が受けられることになっておりますけれども、どのような条件が当てはまるのでしょうか。お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

聴覚障害をお持ちの場合につきましては、聴覚障害による障害者手帳を取得されて、

補聴器のことも補装具の中に含まれます、補装具の支給要件に適合することで補聴器の支給を受けることができるようになります。

身体障害者手帳につきましては、指定の耳鼻咽喉科の医師の意見書を添付して申請をいただくということになりますが、聴力障害では6級から2級までとなっております。概要では、6級は40センチ程度の距離で会話を理解できない、あるいは4級は耳に近づかなければ会話を理解できない、2級については両耳ともほぼ聞こえない程度とおおむねさせていただきます。

また、補装具の支給要件については、重度または高度な聴力障害で、補聴器を使用することによって改善が見込まれる場合とされ、医師の意見書を基に県の障がい者総合福祉センターで適合判断を受けることが必要となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） そうすると、聴覚障害については、医師の判断が基本になって決まるということになると思います。

そうしますと、今、課長の答弁にありましたとおり、この範囲で補聴器が支給されていると思いますけれども、町全体としてはどのぐらいの方がこの聴覚障害という形で、手帳を持っている方は分かると思うんですけども、それらも含めて、持っていない方も含めて、聴覚に障害がある方というのはどのぐらいになるのかつかめていらっしゃるか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

大変申し訳ありませんが、聴覚障害をお持ちの方で、この補装具の支給要件に会う方は、基本的に手帳を取得されている方という形になりますので、その方については人数については把握をさせていただきますが、今ちょっと手許に資料がございませんので、後ほど取り寄せたいと思います。

また、聴覚障害があつて手帳を取得されていない方については、私どものほうで把握する手段がちょっとございませんので、そこまでの数字はちょっとつかめないというところでご理解をいただければと思います。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） この質問でも言いましたけれども、聴覚は意外と、本当に本人でないと分からないという、外科と違いまして外からは全然分からない障害でありますので、こういったことに目を向けた形で支援していくことが必要になってくるのではないかと思います。

今回は障害施策ということで質問通告してありますので、次回についてはこの聴覚障害そのものについて質問をして、議論したいと思っております。

具体的なこととなりますけれども、補聴器を購入する場合において、いわゆる障害者福祉の対象ということでもありますので、業者の選定とか支給の方法、それらについてはどのようになっておりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

まず、事業者の選び方でございますけれども、障害者総合支援法によりまして、補装具、補聴器を含みますけれども、支給をされることになります。

この補装具の取扱いの事業者につきましては、県に登録をされている事業者ということで、補聴器については34事業者が登録をされてございます。なお、この中には、認定補聴器技能者が在籍をいたしまして、適切な相談に応じられる認定補聴器専門店というものがございまして、県北には3店舗ございます。以上の中から選んでいただくということになります。

支給の方法ですけれども、指定の耳鼻咽喉科の医師に補聴器支給の意見書を交付してもらって、登録されている事業者にて見積りを作成してもらおうと。手帳と申請書、意見書と見積書を提出して申請をいただきます。判定後、補装具支給券が郵送されるということで、支給券を補聴器店に持って行って補聴器を受け取るという流れになってございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） そうすると、この申請書を持って補聴器のお店に行くことになると思いますけれども、これはいわゆる本人の自由で補聴器店に出向いても構わないんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 補聴器店の事業者の選び方ですが、特に指定をするものではございませんので、登録をされている34の事業者についてご自分で選んでいただいて結構だということになります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） この登録しているところが、町では指定しているということだと思います。そのあたりで、以前にちょっとお話が町民の方からあったんですけれども、こちらから注文して役場に来たらば、ここでは駄目だからということで、そっちのほう解約してこっちという事態もあったんですけれども、そのあたりについてやっぱりきちんとお知らせしておく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

まず、登録の部分なのですが、これは先ほどお話をさせていただきましたように、障害者総合支援法による規定という形になりますので、登録は県に対して登録という形になります。

今、お話をいただいたように、お店が違うと、登録されていないということで別なところのお話であります。町に相談をいただく、あるいは医療機関に相談をいただくというところでは、ほぼ間違いなく該当する事業者のほうにご案内はできると思

うんですが、なお機会のあるごとにPRについては考えていきたいと思います。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 役場が出しているこの案内書というのか説明書みたいなのを読ませてもらったんですけども、結局、聴覚障害者ということではなくて、聞こえない方の補装具ということでの支給ということになっていると思いますので、聴覚障害者のための支援だということが分かるような表記も必要なのではないかなと考えているところであります。

それから、3番目でありますけれども、補聴器をつけた場合に、各個人に合うように調整が必要になってまいります。したがって、このような調整まで含めてサポートしてこそ福祉施策として評価されるのではないかと考えております。聴覚の専門家を要することにもつながると思いますけれども、どこまで支援をしていらっしゃるでしょうか。この調整という面においてです。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、補聴器の場合、各個人に合うような調整が必須となります。特に、長い間聞こえの悪い状態でおりますと、脳が音を選別して理解をするという能力が落ちてしまうと言われております。まずは、補聴器に慣れるということ、さらに言えば、脳で音を選別して理解をすることに慣れるということが必要になると言われています。

なお、登録をされている事業者においては、訪問すれば調整をしていただけますし、中には高齢の方が多くということで、出張して聞こえの調整をしている認定補聴器専門店もございます。このことは、補聴器の性質上、製品の引渡しだけでは機能を発揮できないということを理解して行われているサービスだと私どもも理解をしております。

なお、福島県の障がい者総合福祉センターでも無料で聴覚障害者相談会を開催してございますが、県北管内ということで考えれば、医療機関を受診していただく、相談をしていただくというのが一番よいかと考えてございます。

以上、答弁いたします。

あと、先ほどの聴覚障害での手帳の取得の方ですが、37名でございました。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） そうすると、調整してもらうのに本人が出かけることもあるし、出張もあるということなんですけれども、こういったことについては、本人の負担で全部やらなければならないということになっているんでしょうか、支援はあるんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

補聴器の交付をしてから、もらってからの調整の部分については、町として、ある

いは行政としての支援というのは特にございませんので、自分で行って調整をしていただくということが基本になるところでございますが、補聴器の認定の専門店がございまして、出張しているということで観月台文化センターにも来る場合がございます。このようなときについては、逆に相談のあった方に、いつ文化センターで相談会ありますよというご案内はしているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） そうすると、この費用負担については本人はないということでもよろしいですか、確認なのですが。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

調整の部分での費用負担ということのお質しだと思っておりますが、こちらに出張で来ていただいている認定の専門店については、特に料金をいただくことはない聞いてございますが、消耗品として電池とかの交換という形になれば、それはお金がかかるところになるかと思えます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 電池等は消耗品でありますので、当然それは個人負担だと思っておりますが、例えば医療機関を受診した場合でも、本人の負担は発生しないということでもよろしいのでしょうか。医療機関を訪ねれば当然料金はかかるのではないかと考えるところなんです、そのあたりはどのようなシステムになっていでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 医療機関に相談をしたほうがいいということで先ほどお答えをいたしました、当然、医療機関に相談をするというのは診療行為が伴うところになりますので、その医療保険に合った部分については負担をいただくということにはなるかと思えます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 先ほども言いましたけれども、今回は障害者福祉ということで質問を展開してきたところでありますけれども、この次については、いわゆる聞こえの問題、聞くということの問題として次回取り上げてみたいと考えております。今、言ったとおり、医療機関を訪問すれば負担が出るという、それから補聴器についても原則補装具ということでの扱いですので、1割負担は発生するという中身になっていると思えますので、このあたりも含めまして、次回の議論とさせていただきます、本日の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

午後1時55分より広報常任委員会を委員会室で開催しますので、ご参集願います。

明日6月25日は、午後2時より議員懇談会を委員会室にて開催いたしますので、ご参集願います。

6月26日は、午前9時より議会運営委員会を、午前9時15分より全員協議会をそれぞれ委員会室にて開催いたしますので、ご参集願います。午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後1時44分)

第 3 日

令和2年第4回国見町議会定例会議事日程（第3号）

令和2年6月26日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第 5号 継続費の報告について
第 2 報告第 6号 繰越明許費の報告について
第 3 報告第 7号 事故繰越しの報告について
第 4 報告第 8号 予算繰越の報告について
第 5 報告第 9号 専決処分の報告について
第 6 報告第10号 町が出資している法人の経営状況について
第 7 報告第11号 町が出資している法人の経営状況について
第 8 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
第 9 議案第34号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条例
第10 議案第35号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例
第11 議案第36号 国見町税条例等の一部を改正する条例
第12 議案第37号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
第13 議案第38号 国見町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
第14 議案第39号 国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例
第15 議案第40号 国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例
第16 議案第41号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
第17 議案第42号 国見町介護保険条例の一部を改正する条例
第18 議案第43号 国見町水道条例の一部を改正する条例
第19 議案第44号 工事請負契約の締結について
第20 議案第45号 町道路線の認定について
第21 議案第46号 令和2年度国見町一般会計補正予算（第4号）
第22 議案第47号 令和2年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第23 議案第48号 令和2年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）
第24 常任委員長報告
陳情第 9号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書
陳情第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について
(追加日程)
第25 同意第 2号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第26 同意第 3号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 第27 同意第 4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第28 同意第 5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第29 同意第 6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第30 同意第 7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第31 同意第 8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第32 同意第 9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第33 発議第 3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
- 第34 発議第 4号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第35 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（10名）

1番 小林聖治君	2番 佐藤孝君	3番 松浦和子君
4番（欠番）	5番 村上 一君	6番 佐藤定男君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番（欠番）
10番 浅野富男君	11番 八島博正君	12番（欠員）
13番（欠員）	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	蓬田英右君
企画情報課長	阿部正一君	税務住民課長	吉田義勝君
環境防災課長	澁谷康弘君	保健福祉課長	菊地弘美君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	武田正裕君	まちづくり 交流 課 長	佐藤克成君
建 設 課 長	村上幸平君	上下水道課長	穴戸浩寿君
会計管理者兼 会 計 課 長	阿部善徳君	教育次長兼 学校教育課長	羽根洋一君
幼児教育課長	東海林八重子君	生涯学習課長	佐藤光男君
農業委員会会長	朽木勝之君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	佐藤智昭君
書 記	佐藤温史君	書 記	中條伸喜君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇報告第5号 継続費の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第1、報告第5号「継続費の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 報告第5号、継続費の報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は議決予算の執行状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第6号 繰越明許費の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第2、報告第6号「繰越明許費の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 報告第6号、繰越明許費の報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は議決予算の執行状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第7号 事故繰越しの報告について

議長（東海林一樹君） 日程第3、報告第7号「事故繰越しの報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 報告第7号、事故繰越しの報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は議決予算の執行状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第8号 予算繰越の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第4、報告第8号「予算繰越の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 報告第8号、予算繰越の報告についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は議決予算の執行状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第9号 専決処分の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第5、報告第9号「専決処分の報告について」の件を議題といたします。

本報告についての説明を求めます。

総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 報告第9号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は議会の委任による専決処分につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第10号 町が出資している法人の経営状況について

議長（東海林一樹君） 日程第6、報告第10号「町が出資している法人の経営状況について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 報告第10号、町が出資している法人の経営状況についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は出資法人の経営状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第11号 町が出資している法人の経営状況について

議長（東海林一樹君） 日程第7、報告第11号「町が出資している法人の経営状況について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（佐藤克成君） 報告第11号、町が出資している法人の経営状況についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は出資法人の経営状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第8、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

本案件について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 承認第2号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、承認第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

◇

◇

◇

◇議案第34号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条例

議長（東海林一樹君） 日程第9、議案第34号「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第34号、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による被保険者に対する国民健康保険税の減免に関する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第35号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例

議長（東海林一樹君） 日程第10、議案第35号「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第35号、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第36号 国見町税条例等の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第11、議案第36号「国見町税条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

税務住民課長。

税務住民課長（吉田義勝君） 議案第36号、国見町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第37号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第12、議案第37号「東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第37号、東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第38号 国見町行政財産使用料条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第13、議案第38号「国見町行政財産使用料条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 議案第38号、国見町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第38号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第39号 国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第14、議案第39号「国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

税務住民課長。

税務住民課長(吉田義勝君) 議案第39号、国見町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第39号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第40号 国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第15、議案第40号「国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第40号、国見町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第41号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第16、議案第41号「国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第41号、国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第42号 国見町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第17、議案第42号「国見町介護保険条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第42号、国見町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第43号 国見町水道条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第18、議案第43号「国見町水道条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 議案第43号、国見町水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時10分まで休議いたします。

（午前11時01分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇ ◇ ◇

◇議案第44号 工事請負契約の締結について

議長（東海林一樹君） 日程第19、議案第44号「工事請負契約の締結について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

建設課長。

建設課長（村上幸平君） 議案第44号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

10番（浅野富男君） 建設課長でよろしいかと思ます。

まずはじめに、入札には何社が参加されましたでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 10番浅野富男議員の質問にお答えいたします。

お質しの入札の参加でございますが、町内の土木業者7社でございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） もう一つ、予定価格に対する落札率は、何%でしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

落札率でございますが、98.6%でございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） この工事を実施したいという契約なんですけど、町に対しては道路を作ってほしい、改修してほしいという要望もほかにも結構あるのではないかと考えておりますが、この道路については、少なくとも私のところには、どうしても作ってほしいという要望は聞こえてきておらない状況なんですけれども、そういったほかの要望との関係で、これを進めることについてはどのような考え方からなるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

この路線の要望等についてでございますが、本路線につきましては、事業の説明を

させていただきたいと思っておりますけれども、国道4号から商店街へ、または県道を経由してJR藤田駅へのアクセスルートとしてのいわゆる道路網の整備と、あとは歴史まちづくり重点地区都市再生整備事業の基幹事業に位置してまいりまして、道の駅、阿津賀志山防塁、奥州街道藤田宿へなどの回遊性などを目的としまして実施してまいりました。当然ながら、実施にあたりましては、地権者をはじめ地元の方々のご理解をいただいているところでございます。

また、道路整備には、2つの目的があると思います。1つ目は、地元からの要望により実施いたします住民の身近な道路でございます生活道路としての整備と、2つ目としては、市街地を形成する重要な拠点を結ぶ道路網の整備などを目的とした基幹道路でございますが、本議案の町道116号につきましては、この基幹道路に位置するものと考えているところでございます。

現在、国道4号4車線化事業に伴いまして、国道に接道する町道改良に集中的に事業を実施している状況でございます。各地区からご要望いただいております生活道路の拡幅事業について、必ずしも十分に応えられていない状況ではございます。そのようなことから、この各地区からの道路拡幅等の要望につきましては、真摯に受け止めて、財政的バランスなどを図りながら、補助事業等の活用を模索しまして、計画的に実施について検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 建設課長、お願いいたします。

昨日の議案調査会で、この交差点の信号機の設置について、町の期待度についての説明がございました。客観的に、県の公安委員会との協議で、現在設置の見通しが立っているのか、あるいはまだまだこれから交渉が長いという認識に立っているのか、その点についてお答えください。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） 2番佐藤孝議員の質問にお答えいたします。

お質しの国道4号のらいふびあ交差点の信号機設置の見通しについてでございますが、これまで町におきましては、国道4号拡幅に伴います当該交差点の危険性を認識しまして、幾度となく福島県警へ信号機設置を継続して要望してきたところでございます。さらに、町道116号南・別当線の県道赤井畑国見線までの供用スケジュールも福島県警と情報共有を図っているところでございます。

そうした中におきまして、警察とこれまで協議を重ねてまいりました結果、町道116号の供用開始により、交通往来の増加が見込まれることを踏まえまして、近々交通量調査を実施した上で、道路交通法第4条の規定に基づいて、警察庁から発出されております信号機設置の指針に準拠しまして、その設置について検討を行っているという、以前よりも前向きな回答をいただいているところでございます。

町としましては、町民全員の願いでございます交通事故撲滅のため、町道116号

供用開始に併せた早期の信号機設置要望をさらに引き続き行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） つくだや交差点からJR藤田駅までの構想があって、JRの駅舎も改修された、道の駅も整備をされた、ここの2つを基点にして、先ほど課長がおっしゃったような回遊性をもって、その基幹道路として整備をするんだという説明は我々も当然理解はしているわけですが、問題はつくだや交差点から駅前までの道路が整備をされないと、この全体事業の効果というのは私はそんなに大きくないと思っているんです。

したがって、これは県道でしょうから、国見町が勝手に話を進めるということにはならないのは分かっておりますので、現在、県がどのような具体的な計画を持って、具体的なスケジュールが示されているのか、その点について、知っている範囲内で結構ですからお答えください。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（村上幸平君） お答えいたします。

お質しの町道116号と接続いたします県道赤井畑国見線の改良事業の見通しでございますが、当該路線につきましては道路管理者でございます福島県へ、これまでも道路拡幅を要望してまいったところでございます。しかしながら、福島県からの回答では、早期の事業実施は困難という回答を得ているところでございます。

そのような状況であります。県道拡幅によりまして、議員ご指摘のとおり町道116号拡幅の事業効果をさらに高めることが期待されるところでございますので、町としましては引き続き町道116号と同規格の県道拡幅を強く要望してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

浅野富男君。

10番（浅野富男君） この町道116号線でありますけれども、この部分については改良工事とはいいいましても、新設と変わらない工事と考えております。

道路については、拡張工事、補修工事等についての要望が町民からも出されていることでもあります。事業実施については、起債も行われることになっております。このことについては、後世への負担ともなります。要望が大きい道路でも、また急を要する道路でもないと考えられますので、そういったことでは税は町民要求に沿った形で使われることが望ましいのではないかと考えることから、この案件については反対をいたします。

議長（東海林一樹君） ほかに討論はありませんか。

佐藤定男君。

6 番（佐藤定男君） 私は、この議案、賛成の立場から申し上げます。

この町道の拡幅の件につきましては、町からの説明にもありましたように、1つは道の駅と商店街を結ぶ、そしてまた歴史まちづくり計画の面も十分あります。そういう意味から、この工事は必要であると考えます。

以上です。

議長（東海林一樹君） そのほか討論ありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第45号 町道路線の認定について

議長（東海林一樹君） 日程第20、議案第45号「町道路線の認定について」を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

建設課長。

建設課長（村上幸平君） 議案第45号、町道路線の認定についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第46号 令和2年度国見町一般会計補正予算（第4号）

議長（東海林一樹君） 日程第21、議案第46号「令和2年度国見町一般会計補正予算（第4号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 議案第46号、令和2年度国見町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

10番（浅野富男君） 保健福祉課長でよろしいかと思えます。

14ページの保健衛生費であります。発熱外来が長いこと、かなり強い要望がある中で、やっと設置されたことになると思いますが、それぞれの市町村負担があると思いますが、この負担金の算定の仕組みはどのようになっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 浅野議員のご質問にお答えをいたします。

発熱外来の負担金の算出の根拠ということのご質問でございますが、今回、発熱外来の部分につきましては、伊達市、桑折町、国見町、川俣町ということで、1市3町で負担をする、運営をするということになってございます。主たる部分につきましては、県からの受託については伊達市が幹事といいますか、中心になって受けて行うということになってございます。

費用の負担の部分なんです、北福島医療センターが当然負担をするところも出てきますので、その部分について各市町で負担を行うことになってございます。今、考えられておりますのが、診療報酬の部分については保険でかかるということを想定して、プラス北福島医療センターそのものがいわゆる200床以上のベッド数を要する病院だということになりますので、初診の部分については加算が生じてきます。そこを考えまして、1件当たり8,000円程度で試算をしております。それと、月当たり21日、1日当たりでいいますと8人の方の来所見込みに、6か月間継続をするということで、当面、国見町の割合としては2割を見込んでいるところでございます。そのように積算をしたのが161万3000円となっております。

ただし、この部分につきましては、実際に患者さんがどのぐらい来られるかということがやはり関わってきますので、精算をするというようなことが後日生じると考えているところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦和子君。

3番（松浦和子君） 総務課長にお伺いいたします。

9ページの歳入、国庫支出金の地方創生臨時交付金4268万6000円、この金額は歳出に振り分けられているかと思いますが、どのように振り分けられているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

地方創生臨時交付金の充当歳出の部分について、お答えしたいと思います。

総務管理費におきましては、使用料で20万円予算措置しております。これにつきましては、飛沫感染防止車両のリースを検討しておりましたので、そこに充当するとしております。

また、総務管理費の情報管理費、委託料の14万9000円、これにつきましてはウイルス対策ソフトの導入費用となっておりますが、こちらも充当としております。

あと、民生費の社会福祉費、老人福祉費ですが、コロナ対策といたしまして高齢者体調管理支援事業など、こちらにも充てることにしております。

また、ただいま保健福祉課のほうで答弁をいたしましたが、衛生費の負担金につきましても、地方創生臨時交付金を充てることとしております。

次に、7款の商工費につきましてもコロナ対策となっておりますので、支援事業3500万円に充てることとしております。

そのほか、教育費の小学校費、中学校費等におきましても、水道設備の蛇口交換にも充てるということで予算を計上しております。

そのほか、保健体育費の保健体育総務費で、コロナ対策として習い事のリモート化支援事業、タブレットの購入にも充てることとして計上しております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 生涯学習課長にお尋ねします。

教育関連なんですけれども、体育施設で、これも国庫補助金が使われているということで515万6000円、柏葉体育館の換気の改修工事ということなんですけれども、柏葉体育館の場所は分かりますが、この工事は何をやるのか伺います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） コロナ対策の一環として、交付金を活用しての事業となりますが、場所といたしましては柏葉体育館の1階、あと2階にも卓球室というところがあるんですが、1階と2階を対角線につないで、換気の流れを作って対策を行うものでして、既設の換気扇も現在の施設の中にありますが、そちらを活用しながら、誘引ファンを組み合わせることで体育館全体の換気を作っていくというものです。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、既存のファンも利用して、新たにプラスするんですが、その改修をして、換気を良くするというので、普通の換気と違って、体育館を換気するには相当の換気をしなくちゃならないから、相当の工賃がかかると。部材もそうですけれども、工事費もかかるということで理解してよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） 既存の換気扇というのは、とても小さい、当時作ったとき、

平成十何年代に作っておりますが、それと比べますと大きいものを考えておまして、3台、大きさとしては羽根の大きさ50センチぐらいの大きなものを3つつけて、換気の流れを作ろうとしているところです。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 16ページの教育費、12節委託料のところで、学習支援業務とありますが、どんな内容なのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（羽根洋一君） お答えいたします。

これまで地域学校協働本部事業ということで、県からの委託事業で実施しておりましたが、歳入にもありますけれども増額をされることとなります。これを受けまして、各事業関係の組替えを進めているということで、これまで学校の学び舎を行っておりましたが、それに加えまして各受験対策講座、それから英検対策講座等、業務については委託によりまして、市内の予備校等に委託して事業を展開する形になった関係で、増額を計上させていただいたところでございます。

なお、それに伴いまして、前ページにあります講師、当初であれば町が直接講師派遣ということで考えていましたけれども、これについて減額し、業者委託で取り組むような形で変更したものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

浅野富男君。

10番（浅野富男君） 歳入になりますので、総務課長でよろしいかと思います。

9ページです。国庫支出金で、地方創生臨時交付金ということで、今回の補正の金額では4200万円ということで一番大きな額になっておりますけれども、これは政府の1兆円の補正予算の中のお金だと思っております。これらについて、金額4200万円、本町の場合はなっていますが、本町の事業量で決まるのがあるのか、それとも国のほうの割当てで来ているのか、お答えいただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） 浅野議員のご質問にお答えいたします。

第1次配分といたしまして、国見町につきましては7926万5000円の臨時交付金が交付となります。そのうちの一部として4268万6000円、それで専決処分の承認でご説明しました第3号の補正予算では臨時交付金が3657万9000円、トータルで先ほど申し上げました7926万5000円、これにつきましては国からの配分、ただし国のほうでも感染者の発生数とか、感染者、そういったもろもろの要件といえますか、条件で算定されたと聞き及んでおります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 確認になりますけれども、こちら本町で組んだ事業量との関係でいただける状況にはなっていないということによろしいですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

浅野議員のお質しのとおりであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 総務費の地域創生推進費についてお尋ねをさせていただきます。

議案調査会で、阿部課長から詳細な説明はございましたが、改めて地域プロモーション事業の骨格について聞きたいと思います。

事業の目的、そして今年度の事業内容についてお答えください。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 佐藤孝議員のご質問にお答えをいたします。

今回の地域プロモーション事業につきましては、昨年度の10月に協定を結びましたJAXAとワンテール関係の事業を推進する上での国見町の防災産業創出事業の一環として申請した結果、採択になったということで、1890万円の予算を計上したところでございます。

この事業につきましては、ご存じのとおり、企業版ふるさと納税の制度がかなり簡略化され、その融通性が担保されたということがありまして、国見町と協定を結ぶワンテールを主体としたグループとの共同の事業を構築するべく、国見町の、まず一つは備蓄品、農産物を生かした備蓄ゼリーの保存食、さらには宇宙食につながるものを商品化し、それをプロモーションするということになります。プロモーションについては、当然、国見町で備蓄は当然ながら、全国の各自治体に売れるものを提供していきたい、この技術につきましてはワンテールが独占的に作成できる能力を持っているということで、そこに国見町の農産物をきちんと乗せてプロモーションに活用していきたいということでございます。

もう一つは、災害対応訓練、拠点の整備と研修の受入れ、これについては次年度以降の取組になるかと思いますが、それに向けてのインキュベートする期間ということと、さらには防災産業集積に向けた取組、あとは防災教育とプロモーションですね、昨年も一度、キッズ防災ということで取組をさせていただきましたが、小さい頃から防災意識を持つというような教育をできるようなプロモーションも含めてやっていきたいということ。さらには、総合的には、言い方がどうか分かりませんが、スーパー防災タウン国見みたいなイメージ、去年の台風19号等の問題もありましたけれども、防災をきちんと対応できる体制、それと官民が連携できる体制をどうやってシステム化できるか、そういった検討も含めながら、今年度、この事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 今、課長のほうから防災についての説明がるるあったわけでありませぬ。

そこで、防災に関連して、災害用の備蓄品、資材について、総務課長になるか防災担当課長になるか分かりませぬがお答えください。

3月議会で、マスクの備蓄について在庫がないと、備蓄がないという答弁がありましたので、マスクを含め生理用品等々、あらゆるものの災害対策用の備蓄について、あるいは感染症対策についての備蓄を洗い直すべきじゃないかという要望をさせていただいたところでもあります。

マスクについては、3万個、既に備蓄をされたという話も聞いております。

そこで、今、課長のほうからあった今回の製品が、町の災害対応の備蓄用品のリストに載っているのかいないのか、まずそれをお答えください。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） 佐藤孝議員のご質問にお答えいたします。

まず、備蓄品のただいまのJAXA、ワンテーブルとの協定に基づく部分のお質しかと思いますが、まず商品としてはいわゆるゼリーがございます。これは、昨年度末に備蓄をしております、リストに載っているかという部分でございますと、年度末でしたのでまだきちんとリストには載せていない状況ではありますけれども、現在、ゼリーの100グラムのもので480個、それから30グラムのもので約600個を備蓄しているところでございます。

なお、今回の5月の補正によって、備蓄品、新たに計上いたしております、それと併せて現在の予算上ではトータルは100グラムで800個、30グラムで900個の確保ができるということでございます。

なお、備蓄品のリストに関しましては、今後整備をしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） リストに載っていないとかいるという問題で、私は議論するつもりはありません。

それで、前回の備蓄の関係の答弁は、総務課長だったんですね、3月議会の答弁は。それで、災害時に必要なのはスピード感ですね、迅速さ、もちろん正確さもありますけれども、そのときに本部が誰が担当なのか、いやどこどこ担当課長、それはこっちですなんていうことではお話にならないわけで、少なくとも備蓄に関しては、窓口をしっかりと作ってほしいと。管理するのが誰で、指揮命令系統はこうなっているというところをしていただかないと、いざ災害時になかなか迅速な対応ができないだろうと思いますので、その点については改めて申し上げておきたいと思います。

それで、今回のコロナに関連して、あるいはきっかけとして、備蓄用品がある程度点検をされたと聞いております。具体的にこれまで何と何を補充したのか、あるいはこれから不足しているものはこれだというのがもし今、持っているのであればお答え

ください。

議長（東海林一樹君） 環境防災課長。

環境防災課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただきました備蓄用食料品の部分につきましては、環境防災課のほうで担当しております。特にゼリーの部分に関しましては先ほど申し上げましたとおりでございます。

また、今回のコロナウイルスに係っての備蓄品としてそろえたものにつきましては、先般、5月補正でお願いをしております間仕切りテント150張りのほか、非接触体温計、それから簡易トイレ、発熱者向けの段ボールベッド、それから体育館など床の硬いところで避難をしなければならなくなった場合のエアマットなどの備蓄を環境防災課のほうとしてはさせていただいたところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 先ほど申し上げましたが、担当はどこなのか、私、今の答弁でよく分からないんです。

幅広いわけですから、災害対応の備蓄の場合は、例えばガソリン、灯油であるとか発電機であるとか、乾パンであるとか水であるとか、様々なわけです。ですから、窓口はどこか、私はどこでもいいと思っているんです、総務課長でも防災担当課長でも構いませんが、それぞれの担当で、専門的分野から様々なこういうものについては備蓄すべきだと、いやこれ要らないとか、多分あると思うんです、考え方、担当によって。それを集約して、先ほどの繰り返しになりますが、管理をするのはどこだということを決めてもらわないと、今、澁谷課長おっしゃったように、食料の関係は私のほうだということになっちゃうと、じゃその他の例えば土のう袋とか、ちょっと言葉、正確かどうか分かりませんが、一々その担当に行って聞かなくちゃならないわけですね。

その点について、改めてもう一回、9月、あるいは12月までにこの点をきちっと整理をしてください。総務課長。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

ただいまお質しいたきましたように、町としてその対応についてはきちんと整理していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 教育委員会の関係で、教育長、もしくは次長のほうからご答弁いただきたいと思います。

いわゆるオンライン学習に関連して、昨日説明がありました。それで、事業の全体像を分かるように説明をしてほしかったんですが、残念ながら昨日の説明は事業費の説明だったんですね。それで、今、ここでどうこう言うつもりはありません。今回の

コロナによって、オンライン学習を余儀なくされた。それをきっかけにして、ICT事業を進めるんだということは分かるんですね。

では、コロナが収束した後に、今回の購入する予定としているタブレットはどのように使うのか。夏休みとか冬休みにはこうやって使います、あるいは休みのときにこうやって使います、連絡するのに使いますとかと、いろいろ考え方はあると思うんですけども、その全体像を示して、今年度はこれとこれをやるんだという説明をしてほしいんですね。これは、今すぐということになるかどうか分かりませんので、ぜひ早期の説明の場をお願いしたいと思います。

教育長、お願いします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（岡崎忠昭君） お答えをさせていただきたいと思います。

GIGAスクールの全体構想ということですが、まずハードの面においては、基本は学校なんですけれども、学校の中で、今までですとパソコン室でパソコンに関するICTの学習をするということでしたけれども、どの教科でもどの教室でもできるようにするということが、まずGIGAスクール構想の根本です。国語でも社会でも数学でも理科でも、ふだんの授業の中で使えるようにするということが、1人1台の端末が必要ということがもともとの発想であります。

そのために、Wi-Fiの規格が、今までですとインターネットに例えば30人とか50人とかつなぐと、もう本当に遅くて固まってしまって使えないというのがありますので、ラインのほうを高規格にして、ストレスフリーなWi-Fi環境を作ることです。

ですので、本来はもともとは学校の中で使うことを想定しています。学校から出かけていったときもタブレットを持っていけば、いろいろ観察とかなんかもできるということがあります。

それで、今回、コロナで学校が休業になりましたので、当然タブレットは家庭でも使えるわけです。結構テレビ等でも報道されましたけれども、Zoom等を使ってオンライン授業をすることもできますので、前倒しで整備を進めることになりました。今回の予算ではまずWi-Fiの規格を高いものにするということをお願いしております。次にはタブレット、あと学校の中での例えば電子黒板などについても計画的にお願いをするということになっております。

全体像については、また整理をしてお示しをしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦和子君。

3番（松浦和子君） 総務課長にお願いがあります。

先ほど、地方創生臨時交付金での歳出をお伺いしましたけれども、その明細をお願いできればと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

提供できるものにつきましては、当然提供していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

3番（松浦和子君） 企画情報課長にお伺いいたします。

先ほど佐藤孝議員が質問された地域プロモーション事業1890万円なんですけれども、3月の議会のときには総事業費728万円でした。今回の補正で2.5倍強の金額になっておりますが、先ほど説明を聞いていても、理解できないというか、どうしてこの2.5倍強になったのか、その辺の事情をお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） 松浦議員のご質問にお答えをいたします。

当初予算の時点では、今回の事業についてはまだ要望していない段階ということで、当初予算の部分につきましては道の駅のブランディングとリノベーションとか、そういったものについての予算ということで計上させていただきました。

その後、今回の事業につきましては、相手方企業との調整もありまして、そちらの企業版ふるさと納税がある程度確約できる状況になったということで、県のほうに申請をいたしまして、それでその申請が通って1890万円の総予算がオーケーということになりましたので、6月補正で別に上げたということで、事業の中身は全く別です。同じ地方創生推進交付金ではあるんですけれども、その中にはいろんなメニューがありまして、地域再生計画の中で認定された中で、今回は防災と防災備蓄品に特化した横展開タイプというんですか、横展開というのは官民連携ができる事業の中でということでの立ち上げということでありまして、そういったことをご理解いただければと思います。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

八島博正君。

11番（八島博正君） 9ページの、ただいまの3番松浦議員の質問に関連するんですけれども、総務課長にお尋ねします。

地方創生臨時交付金の4200万円というのは、国の第1次補正予算の1兆円の枠内と説明で理解しているんですけれども、それに間違いはないですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、1兆円の第1次配分の地方創生臨時交付金となります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

11番（八島博正君） そうしますと、実は今日の新聞に出ているんですよ。これは5月20日までに各自治体からいろんな事業の要望があったのを国で査定して、そしてそれを認めて、今度、各市町村にその事業に対して補助をするということで、第2次の

補正予算の2兆円は、これから各自治体から希望を聞いて、それで交付は9月頃になるだろうという報道でございます。

とすれば、今回の地域創生臨時交付金は、新型コロナウイルス対策のみならず、まちづくりの各方面に使えるような補助金の枠になっております。とすれば、国見町でも第2次補正の2兆円に向けてこれから準備に入るとは思いますけれども、それに相違ございませんか。総務課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（蓬田英右君） お答えいたします。

国の第2次補正予算によります地方創生臨時交付金の交付額につきましては、6月24日段階で国見町に配分されるのは約1億9000万円という予定となっております。これにつきましては、町でこのくらいいただきたいということではなくて、国等の配分の金額ということになっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

11番（八島博正君） そこで、今回のこの議会で、町長はまちづくりに対するこれからの考え方を述べましたけれども、ただいまの国の第2次補正予算に対応するまちづくりのための事業は、考えているのでしょうか。町長の答弁をお願いします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答え申し上げます。

これ、誤解がちょっとあるかなと思うんですけども、この第2次の交付金はあくまでもコロナ対策の派生の中でのまちづくりという形であります。

したがって、今、どんどん疲弊した経済をいかに前に戻すかという視点での交付金という形になりますので、それに向けて今日の朝の会議でもいろいろ協議をしまして、そういった視点から、特に国・県でいろいろ今、始まっていますので、そういった状況を見定める。それから、商工会本体、青年部、さらに女性部との連携が私は必要だと思っていますので、基本的にはその疲弊したものを前に戻すということのまちづくりという形になると思いますので、そういった観点で、なるべく早く金額を組まないで、これは、県・国のほうでも予算の認証をしないという形になりますので、今後、十分いろいろと検討し、また議会にもご相談申し上げながら、前に戻す、前に戻す以上に何かができればさらにいいわけでございますけれども、基本はコロナ対策ということでございますので、そのコロナ集中の中でしっかりと経済対策に打って出るということで対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

（「議長、それなら別な質問があるんですけども、続けていいですか」の声あり）

議長（東海林一樹君） 別な質問ですね。どうぞ。

11番（八島博正君） それでは、10ページ。

17款の寄附金の企業版ふるさと応援寄附金の945万円、これ初めて企業版というのが出てきて、どういうものなのかなと思っていたんですけども、この内容につ

いて総務課長から説明願います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） ふるさと納税ですので、本来、総務課長なのですが、企業の関連でございますので、私のほうから説明をさせていただきます。

企業版ふるさと納税というのは、地方創生の充実、強化に向けた一つの施策ということで、税額控除が前は最低3割だったんですけれども、今、最高9割まで税額控除ができるという、地域貢献をしやすくするために作られた制度ということとなっております。この要件緩和が令和2年からされたということで、今後5年間、こういった制度が続くということで、地方創生、町が要するに今の推進交付金の事業自体が交付金が5割しか使えない。今までですと、その5割については町の財政から出ているということだったんですけれども、国が進めるこの地方創生の、先ほども申し上げましたが横展開タイプにつきましては、官民協働によってなるべく有機的な事業に仕上げようということで、そういった制度を見直しまして、町の事業に民間が参入しやすくなるような環境を整えるということで作られた制度になっています。

先ほども申し上げましたように、税額控除割合が拡大をされた、適用対象も拡大をされた、そして寄附時期も以前の制度ですと、全ての事業が終了した段階で精算しないと寄附を受けられないという状況があったんですけれども、これにつきましてはその事業が始まる時とかその前でも、一定の期間であれば寄附が受けられるような弾力性が出てきたということ、そして、この地方創生の基になります地域再生計画についても、認定の手続が簡素化されたということで、かなり融通が利く制度になったということで、国見町では初めてですけれども、各市クラスですと何件かがそういった事業に該当してきているので、新たなモデルケースとして、先ほど申し上げました防災備蓄品、あるいはJAXAとの連携も含めた事業を展開していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

11番（八島博正君） 企画情報課長が答えたので、企画情報課長にお願いします。

ただいまの企業版ふるさと応援寄附金ですけれども、今回の945万円というのは1社なんですか、それとも何社か集まってこういう形になったんでしょうか。

併せて、まだ3か月なので、普通の今までのふるさと応援寄附金はまだないかあるか、全体的な寄附金についての説明を願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（阿部正一君） お答えをいたします。

今回の対象となる事業者については1社、協定を締結いたしましたワンテーブルという会社を予定しております。

ただ、事業に関しましては、その他もろもろの協力される事業者がたくさんおりますので、事業に関してはそういった方々とのアライアンスをいただきながら連携してまいりたいと考えております。

あと、そのほかにあったかということですが、この制度につきましては地方創生と基本連結する事業ですので、地方創生事業があって、そこにつながってくるというのが基本となっております。ただ、企業版ふるさと納税のみというのもないことではないので、寄附だけして各自治体に対して応援するという自体もないことではないですが、今の制度上ではほとんどが地方創生との連結で行われていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 先ほどの生涯学習課長の答弁で、プラスしてお尋ねしたいと思いません。

柏葉体育館の工事についてこんな感じでやっていくということが分かりましたけれども、先ほど町長が言っているように、これから第2次配分によって、ある程度出てくるということになれば、柏葉体育館以外の体育館も当然コロナの対策が必要だと思うんですけども、ほかの体育館、つまり上野台、あるいは公営の体育館のほうの施設に対しての要望はあるとは思いますが、その辺は今後の予定としてどう考えているのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤光男君） お質しにお答えします。

今回の補正予算では、柏葉体育館のみの計上とさせていただきましたけれども、良い制度があって計上させていただいたものでして、第2次配分等があるものですから、その中で検討して計上させていただきたいとは考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午後0時13分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

◇議案第47号 令和2年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第22、議案第47号「令和2年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 議案第47号、令和2年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

10番（浅野富男君） 保健福祉課長にお願いしたいと思います。

国民健康保険税の県への納付金ということで、先ほど金額が示されましたけれども、これは前年と比べまして、多くなっているんでしょうか、少なくなっているんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 県への国保事業納付金の件でございますが、昨年度と比較をしますと、おおよそ500万円ほど増えているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 500万円ほど増えているということなんですけれども、保険者が県になって3年目になるんでしょうかね、そういうことで出てきた数字かと思いません。非常に先行きに、不安な部分があるんですけれども、今後、少子高齢化、特に今年はコロナ禍ということで、所得も下がってきている中での増額ということでの示された数字かと思うんですが、それらに対してはどのような対応をしていきたいと思っていますか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

県からの示されております国保事業納付金につきましては、概要といたしましては、3年間の医療費の平均、あと3年間の所得の総額等を勘案して、この納付金については算定をされるということになってございます。いわゆる単年度での所得の増減であったりとか、あるいは医療費の増減であったりとか、その部分を極力排除するという事で、そのような算定をしているというふうになってございます。

お質しの部分でありました新型コロナウイルスの関係の部分については、今回の納付金の算定には含まれていないところにはなるかと思えます。ただ、今後のことを見

通せば、今年の所得については下がるということは十分想定をされることになるかと思しますので、来年度以降の部分については、その部分も算定の中では反映を徐々にされていくものだと考えてございますが、所得の部分だけでは納付金の増減はちょっと分かりませんので、この1つだけで増減するということは、今の段階でははっきりと言えることはないかと、考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

10番（浅野富男君） 先ほどの説明で、財政調整基金からの繰入れということで3400万円を入れて、今回の保険税については昨年同様の据置きという措置を取ったということなんですけれども、それはそれで評価したいと思うんですが、次年度以降、これらについて同じような対処ができるのかどうか、そのあたりの見通しはいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

平成30年に国保の新制度改革が始まりました。平成31年度については、国見町の決算において3400万円ほどの繰越しが出たということがございまして、令和元年度、平成31年度の部分についてはほぼ余剰がなかったということで、令和2年度への繰越しについては期待できないものとなっております。

これから、今後の部分を考えていくということになると、余剰金を見込むということになれば、やはりそれ相応の税率を設定していかないと難しくなるかなど、そんなふうには考えてございます。ただ、先ほどちょっと触れましたが、被保険者の所得が伸びるということがありますと、余剰金として繰越しが出るということも考えられますので、具体的にはその年々の所得であったり医療費であったりということが関係をしてくるのかなと思ってございます。

3400万円、今回基金取崩しを使うということで、残りが4800万円ほどということになりますので、残った部分について、これから、総額として税の金額が必要だといった場合については、軟着陸というかソフトランディングを目指して、基金も投入をしながら、あまり性急に上がることはないようなところを目指していくということになっていこうかと思ってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 保健福祉課長にご答弁願います。

制度改正になって3年目になるわけではありますが、1人当たりの国見町の医療費は、極端に低いわけですよ、県内水準からすれば。保健事業については、逆に健診率は高いと。それが医療費の削減につながっている要因の一つ。それから、公立藤田総合病院があるということで、あまり悪くならないうちに医療機関に受診できる医療環境もあると。

それから、国保税の収納率が非常に高く、これは本当に職員の皆さんに敬意を表するわけですが、これがここ一、二年の話じゃなくて、今、私が申し上げたものについてはもう20年、30年前から同じような傾向が続いているわけでありませう。

医療費がかかれば、当然、税金を取る必要はないわけですよ、本来は。ただ、先ほど課長から説明あったとおり、制度が変わりましたから、県全体のプールになっているので、それが通用しないと。単独の運営ならば、今年の国保税については多分下がるはずだという、直感的にはそういう思いがするんです。

そこでお聞きしたいのは、国見町がこれだけの努力をしても国保税が上がると、この要因は外的要因ですよ、ある意味。県全体の議論として、多分いろんなアンバランスがあると思うんですね、国保税の収納率問題、それから受診率の問題。それらについて、県の担当者、あるいは首長の中での議論で、その格差をどう解消しようとしているのか、その内容について聞きたいんですが。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（菊地弘美君） 佐藤孝議員のご質問にお答えをいたします。

いわゆる努力をしている市町村が不利になるという意味合いで、どんな対応をしているのか、もしくはしてきたのかというところのお質しかと思いますので、そのような観点で答弁をさせていただきたいと思っております。

平成30年から始まりましたこの国保制度の改革については、将来に向けて国民皆保険を維持するための改革ということで、県全体を1つの保険者と見立てて財政運営をすることで、赤字保険者の解消、また急激な医療費の増加に対応できる財政体質の構築などが目的となっております。このことが大きな前提としてあったということがありますので、改革先行で議論がされており、この改革について反対をするというようなベースの議論はほとんどなかったものと聞いてございます。

ただ、ご指摘のとおり、収納率の水準の差や、医療費の水準の差、また健診の受診率の差というものが当然にありましたので、それらが保険税に跳ね返ってくるというところについて、どのようにしていくのかというところの対応方針につきましては、2つほど示されておりました。

1つは、激変緩和措置ということで、平成28年度の各市町村の平均の保険料と、今回だと令和2年度になります。令和2年度までの支出総額の伸び率、これが4年間になるんですが、7.88%以上であれば激変緩和の対象になるということで、これ実は単年度で見ますと1.9%以上の開きが出てくれば激変緩和をするということになるんですが、国見町の場合につきましては、この4か年間の支出の総額の伸びについてはマイナスの0.32%ということで、ほとんど伸びておりません。このため、国見町単体では激変緩和の対象とはなっていないという事実がございます。

さらに、格差を是正する、もしくはこれはより努力をしている保険者に優遇すると、有利になるようにということで、国の制度でございませうけれども、保険者努力支援制度というものが導入をされてございます。特定健診の受診率の高さであったりとか、メタボの対象者が減っているとか、がん検診の受診率が高い、あるいは糖尿病等の重

症化の予防の取組をしっかりとやっている等の部分について、多くの項目で評価をされ、配点をされ、点数に応じて公費が交付されるという制度になってございます。

国見町におきましては、平成30年度で県内59市町村中27位、ちょうど半分ぐらいの順位にありまして、平成31年度については県内で13位ということになりました。それぞれ、平成30年度には300万円、平成31年度、昨年度につきましては400万円が交付をされているということで、この部分については保険料を下げるための原資として使われていると、そのようなことが行われてございます。

以上、大きくは2つの点で、頑張っている市町村と、地理的とかいろんな意味で不利な市町村との差を解消しようとしているというところがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤 孝君。

2番（佐藤 孝君） 今、るるご説明がありましたが、役所一丸になって、そしてその方針、方向性を受けて、町民の皆様も理解した上で健診を積極的に受診をする、あるいは医療機関にも早めに受診するということで、全体の結果として医療費がこれまで伸びてこなかったということがあると思うんですね。

それで、今、浅野議員もお話しされましたが、このようなことが続いていけば、必然的に国保の基金が枯渇をすると。枯渇をすることというのは、増税につながるということでもありますから、深刻な問題です。それも、国見の問題でないわけですよ。

そこで、これは町長にぜひお願いしたいんですが、町村会等を通じて、やっぱり県全体で収納率の向上なり医療費の抑制というものを取り組んでいかないと、国見のように真面目に町民一丸となって取り組んでいるところが、逆に言えば真面目にしているのがばかを見るような、言葉が不適切ですが、この結果につながってしまいますから、ぜひその点については町長の政治力で、いろんなところで主張発言を、関係機関を通じた県内全体で努力できるような方向性に持って行っていただきたいと思いますが、町長の見解をお願いします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

この国保税は、とにかく国民皆保険のベースのものであるということは皆さん十分ご承知のものでございます。したがって、町民のため、あるいは全国民のために、この制度自体をどのように持っていくか、今後、社会保障制度の中でも非常に私は重要な課題と思っております。今、佐藤議員お質しのように、真面目な市町村がばかを見るような、そういったことであってはならない。

したがって、59市町村で今、国保の協議会などを持っていろいろやっておりますし、あと私も県の保健福祉部等にいろいろな観点でご要望等を、昨年度の浅野議員のご質問を踏まえて要望するとか、いろいろ現実に動いていることもございますし、今後ともとにかく国民皆保険の必要性、重要性、そういったものを十分踏まえながら、しっかりとこの制度がいいスタンスの中で将来的に維持発展できるように、私としてもできるだけ積極的に、いろいろな関係機関にご要請等々を行っていただければと思って

おるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

浅野富男君。

10番（浅野富男君） 討論をいたします。

国保の運営については、県が保険者となったことにより、町は保険税の徴収と県への納付、そして医療費の給付と支払いが主なものになりました。今年度、県より示された納付金は、前年度比増ということであります。

本町では、この増分については国保の財政基金から繰り入れて、保険税については据置きとされました。したがって、この本算定については賛成をいたしますが、次年度以降についても保障されるものではありません。

国保運営の将来の安定のためと言われておりますけれども、国保制度は福祉施策であるとの考え方で対処すべきであることを申し述べて、討論といたします。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第48号 令和2年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第23、議案第48号「令和2年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（穴戸浩寿君） 議案第48号、令和2年度国見町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第48号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇ 常任委員長報告(陳情第9号、陳情第10号)

議長(東海林一樹君) 日程第24、「常任委員長報告」を行います。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第9号及び陳情第10号の審査結果について、総務文教常任委員長より報告を求めます。

なお、この報告に対する質疑は一括して行い、その後、討論、採決については1件ずつ行います。

総務文教常任委員長、3番松浦和子君。

3番(松浦和子君) 今定例会において、総務文教常任委員会に付託されました陳情2件の審査の報告をいたします。

本委員会は、去る6月23日、午後2時50分より委員会室において、委員全員の出席の下で開催いたしました。この会議には、蓬田総務課長、羽根教育次長、職務として松浦議会事務局長が出席しております。

陳情第9号の審査の結果を報告いたします。

陳情第9号は、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出の陳情」であります。

陳情の趣旨は、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学を保障するため、令和3年度においても全額国費で支援する「被災児童制度就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書の提出を求めるという内容です。

本委員会は、本陳情について全会一致で採択と決しました。

続いて、陳情第10号の審査の結果を報告いたします。

陳情第10号は、「地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情」であります。

地方自治体は、社会保障など果たす役割が拡大する中で、大規模災害などの防災、減災事業や新型コロナウイルス感染症対策など、緊急を要する課題に直面しています。

令和3年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入、歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが必要なため、政府関係機関に意見書の提出を求めるという内容です。

本委員会は、本陳情について全会一致で採択と決しました。

以上、報告といたします。

議長(東海林一樹君) これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから陳情第9号の討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから陳情第9号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情第9号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、陳情第9号は委員長報告のとおり採択と決しました。

これから陳情第10号の討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから陳情第10号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情第10号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、陳情第10号は採択と決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

(午後1時30分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午後1時31分)

◇ ◇ ◇

◇追加議案の議決

議長(東海林一樹君) ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、11件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、この11件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（太田久雄君） ただいま追加ご提案申し上げました議案につきましてご説明を申し上げます。

同意第2号から同意第9号までの「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」につきましては、現在の委員が令和2年7月19日をもって任期満了となりますことから、渋谷福重委員ほか7名を適任と認め任命したいため、議会の同意を求めようとするものでございます。

慎重ご審議の上、速やかなるご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお祈りを申し上げます。

◇

◇

◇

◇同意第2号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第25、同意第2号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第2号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから同意第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、同意第2号は原案に同意することに決しました。

◇

◇

◇

◇同意第3号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第26、同意第3号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第3号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから同意第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、同意第3号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇同意第4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第27、同意第4号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第4号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから同意第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、同意第4号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇同意第5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第28、同意第5号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第5号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから同意第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、同意第5号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇同意第6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第29、同意第6号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第6号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから同意第6号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、同意第6号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇同意第7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第30、同意第7号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第7号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから同意第7号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、同意第7号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇同意第8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第31、同意第8号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第8号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから同意第8号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、同意第8号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇同意第9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第32、同意第9号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

(書記 同意第9号を朗読)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから同意第9号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、同意第9号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇発議第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

議長(東海林一樹君) 日程第33、発議第3号「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

(書記 議案及び意見書を朗読)

議長(東海林一樹君) 提出者より説明を求めます。

3番松浦和子君。

3番(松浦和子君) 提案理由は、ただいま書記が朗読したとおりであります。速やかなるご決定をお願いいたします。

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから発議第3号の討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから発議第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書

議長(東海林一樹君) 日程第34、発議第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

(書記 議案及び意見書を朗読)

議長（東海林一樹君） 提出者より説明を求めます。

3番松浦和子君。

3番（松浦和子君） 提案理由は、ただいま書記が朗読したとおりであります。速やかなるご決定のほどよろしくお願いいたします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから発議第4号の討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長（東海林一樹君） 日程第35、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より、私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇

◇

◇

◇町長挨拶

議長（東海林一樹君） 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。

町長。

町長（太田久雄君） 令和2年第4回国見町議会定例会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

ご提案申しあげました議案につきましては、慎重ご審議と格別のご理解を賜り、原案のとおりご議決を賜り、誠にありがとうございました。

また、議案審議の過程におきまして、議員の皆様方からいただきましたご意見などを十分踏まえまして、今後の町政執行にあたってまいりたいと考えてございます。

なお、議員の皆様方におかれましては、時節柄、特にコロナの問題などもございますので、お体には十分ご留意の上、今後とも復興、それから町政の進展、さらには町民福祉の向上のためにお力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） これをもって、本日の会議を閉じます。

令和2年第4回国見町議会定例会を閉会いたします。

（午後2時00分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月26日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 村 上 一

同 署名議員 佐 藤 定 男